

南あわじ市社協
第2次地域福祉推進計画

平成24年3月



社会福祉法人
南あわじ市社会福祉協議会

み～あ のすくすく成長日記

「み～あ」は一人でも多くの方に社協に関心を持ってもらえるように、また身近な存在として感じてもらえるように南あわじ市社会福祉協議会で産声をあげました。

み～あのプロフィール

名前：み～あ（**み**な**み****あ**わじ市から命名しました）

身長：294^{ふくし}mm 体重：未知数（みんなの想いがいっぱいつまっています）

マイブーム：プライスレス（お金で買えない大切なもの）を探しにいくこと
かけっこ（明るい未来に向かって走っていけるように練習中）

夢：みんなで考え みんなでつくる 笑顔のまち



わたしが生まれて3歳になったよ。
みんなの頑張っている姿が好きだからいろんな所へでかけてるよ！
見かけたら声をかけてね！！

は じ め に

近年のわが国は、少子高齢社会の進行による地域・家族のつながりの希薄化と雇用の不安定化や経済社会の構造変化の中で、社会的に孤立し生活困難に陥るという新たな社会的なリスクが高まっています。一方で、セーフティネットの基本的な構造は、安定した雇用とそれに支えられながら扶養やケアを引き受ける「家族」を前提として発展してきたこれまでの形が、十分な見直しをされないまま色濃く残っています。

このような状況下にあっては、誰もが無防備なまま、貧困や社会的な孤立、自殺などの様々なリスクと隣り合わせにあるといえます。そして、こうした様々なリスクが連鎖し、複合的に重なった結果として、「雇用」、「家族」、「コミュニティ」などの社会のあらゆる関係性から切り離され、社会とのつながりが極めて希薄になってしまうという、いわゆる「社会的排除」の危険性や不安を多くの方が持つようになっていきます。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人々が生活の基盤や家族、地域とのつながりを失いました。震災による直接の被害が引き起こす問題とともに、震災から波及する間接的な影響によって社会的排除のリスクが顕在化すること、あるいは、震災が引き金になって様々な負の連鎖が引き起こされることの両面からも社会的排除のリスクが高まっており、そうしたリスクを抱えた人々をいかに社会的に包摂できるかが、これからのわが国の大きな課題となっています。

このような背景の中、この度、平成21年度から3年間にわたって取り組んだ「南あわじ市社協第1次地域福祉推進計画」の評価をもとに、『みんなで考え みんなでつくる 笑顔のまち ～ つなぐ・つながる・つなぎあう ～』を福祉目標と定め、平成24年度～28年度の5カ年に及ぶ「第2次地域福祉推進計画」を策定いたしました。本計画は、これからの南あわじ市の地域福祉を推進する具体的な行動計画の指針として策定しましたが、その推進にあたっては、行政が策定された「地域福祉計画」との整合・協働を図ることはもとより、「地域住民」、「関係機関」、「団体や企業」、そして「社協」が果たす役割を明確にし、それぞれが持つ力を最大限に発揮できる地域づくりが必要です。地域住民の皆様をはじめ、関係機関、ボランティア並びに企業、団体のみなさんには、今後とも一層のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、この第2次計画策定にあたり、多大のご尽力を賜りました策定委員会委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました関係機関のみなさまと多くの市民の皆様に、心より敬意と感謝を申し上げます。

平成24年3月

社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会
会 長 谷 口 啓 一

目 次

CONTENTS

第1章

活動目標と市社協の現況

1. 南あわじ市社協が目指すもの…………… 1
2. 南あわじ市社協の組織…………… 3
3. 第1次地域福祉推進計画で取り組んできたこと …… 4

第2章

地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 調査からみる現状…………… 11
2. 南あわじ市の課題…………… 13

第3章

計画の全体概要

1. 計画のねらい…………… 18
2. 計画の推進期間…………… 19
3. 計画の構成…………… 19
4. 年次計画…………… 22

第4章

第2次地域福祉推進計画の推進方法

1. 南あわじ市行政との連携…………… 57
2. 南あわじ市地域福祉計画と
第2次地域福祉推進計画の整合性 …… 57
3. 第2次地域福祉推進計画の推進と評価 …… 62
4. 推進会議のあり方について…………… 62
5. 行政への提言
～これからの南あわじ市における地域福祉推進に向けて～ …… 63

資料編

- ・市民アンケート調査（抜粋）…………… 67
- ・ヒアリング調査…………… 80
- ・地区別懇談会…………… 90
- ・地域資源の整理…………… 102
- ・用語解説…………… 108
- ・計画策定の経緯…………… 113
- ・第2次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱 …… 114
- ・第2次地域福祉推進計画策定委員等名簿 …… 115

※「障害者」を「障がい者」と表記しています。

1. 「害」というかんじの否定的なイメージを考慮し、障がい者の人権をより尊重するという観点からひらがな表記をしています。
2. 表記の問題は障がい者施策において本質的なことではない、という議論もありますが、「差別感」や「不快感」をもつ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重して改めました。
3. ひらがな表記をすることにより、それが「気づき」の出発点になり、ノーマライゼーション社会の実現に向けての行動や理解に少しでも結びつけばと思います。

第1章 活動目標と市社協の現況

1. 南あわじ市社協が目指すもの

《社会福祉協議会とは》

社会福祉協議会（以下「社協」という）は、全国・都道府県・市町村に設置されている民間の福祉団体です。誰もが安心して暮らす事の出来る福祉のまちにするために、「地域にはどんな課題があるのか」「その課題を解決するには、どうしたらいいのか」を考え、次の6つの原則に基づいて活動をすすめています。

- (1) ノーマライゼーションの原則
- (2) 住民ニーズ基本の原則
- (3) 自己決定の原則
- (4) 継続性の原則
- (5) 総合性の原則
- (6) 民間性の原則

《社協の法的位置づけ》

社協は、民間団体ですが「社会福祉法」に位置付けられています。

「社会福祉法」における「地域福祉」に関する規定

（第4条 地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

【社会福祉法第109条】

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業行なうことにより地域福祉を推進することを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、（以下略）

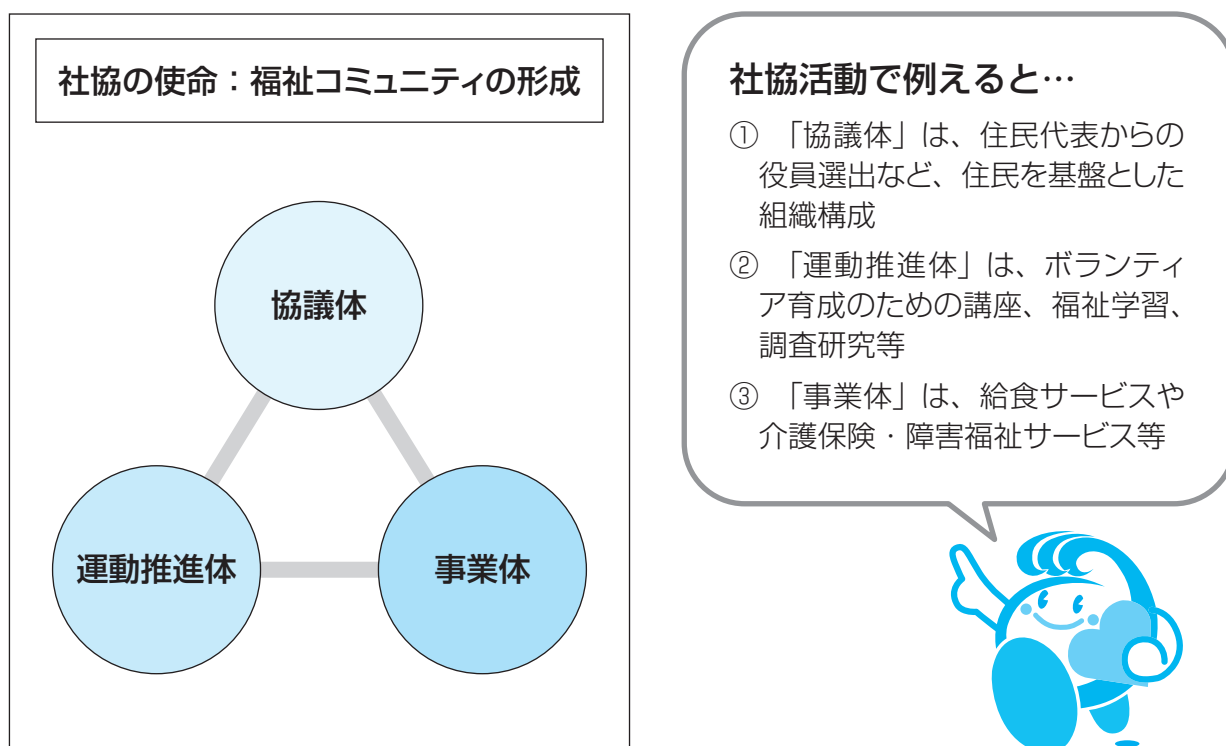
《社協の目指すもの》

私たちの住む地域には、介護が必要なお年寄りや障がいのある人、子育てや生計のことで悩みを抱えている人など、様々なかたちで支援を必要としている住民が暮らしています。また、ひとり暮らしで話し相手がいない人、なれない言葉や文化の違いに戸惑う外国籍の人など、生活のしづらさを感じながら生活している人も多くいます。

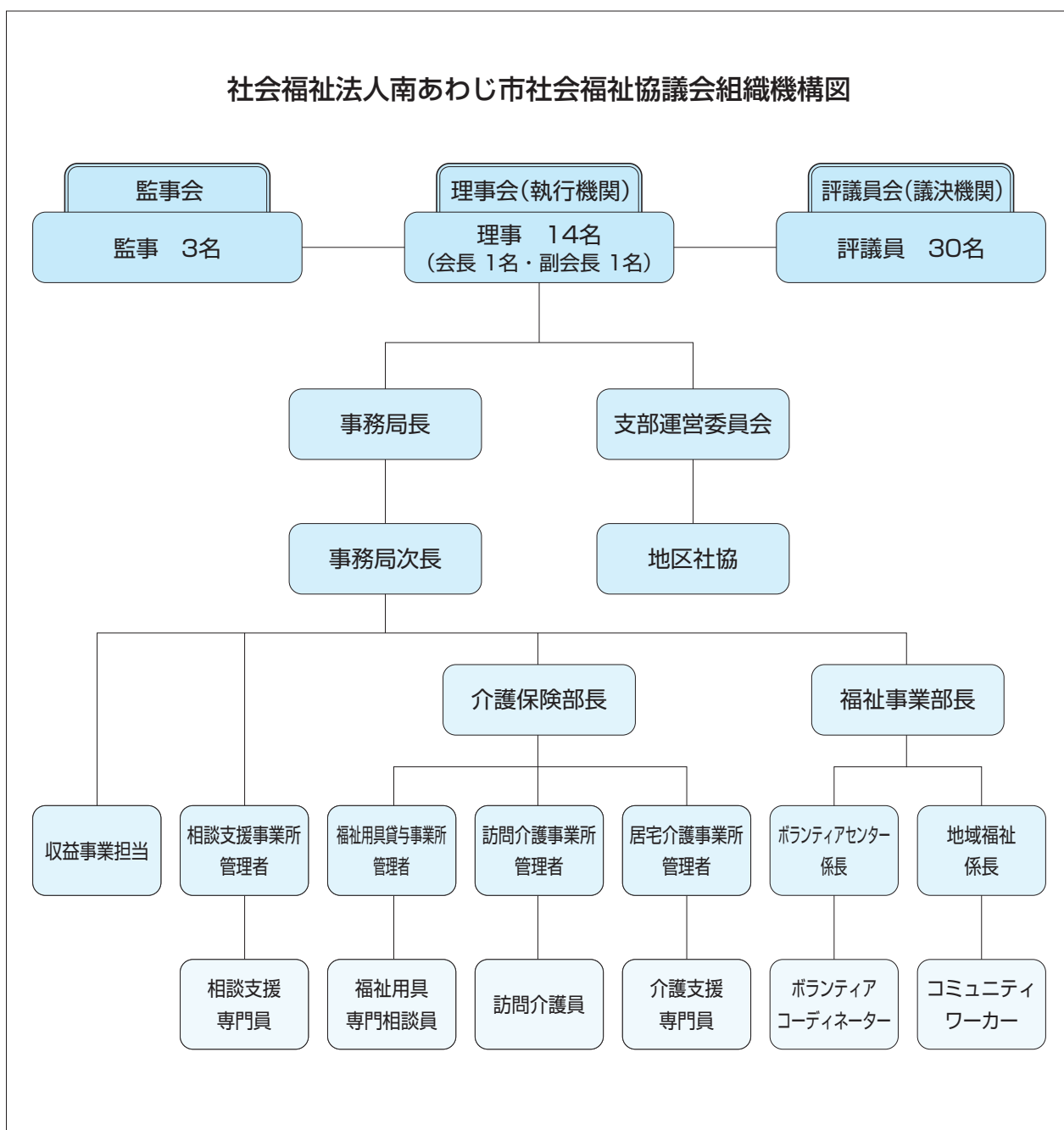
「地域福祉」とは、すべての人が住みなれた家や地域の中で、その人らしく、安心した生活が送られるよう地域住民・行政・サービス事業所などが協働し、地域全体で自分たちの住む地域を暮らしやすくする取り組みをいいます。そして、地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む住民の方々、保健・医療、住宅、建設、商工業にたずさわる様々な専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

社協は、地域住民を基盤とした「協議体」・地域福祉をすすめる「運動推進体」先駆的・開拓的に地域の生活課題に対応する「事業体」という3つの組織特性があります。この3つの特性を融合しながら「生活課題を抱える一人ひとりが地域の一員として『自分らしく』暮らせる地域社会（＝福祉コミュニティ）づくりをすすめる」ための仕組みづくり・活動づくりを目指します。

【図1 社協の使命と3つの特性】



2. 南あわじ市社協の組織



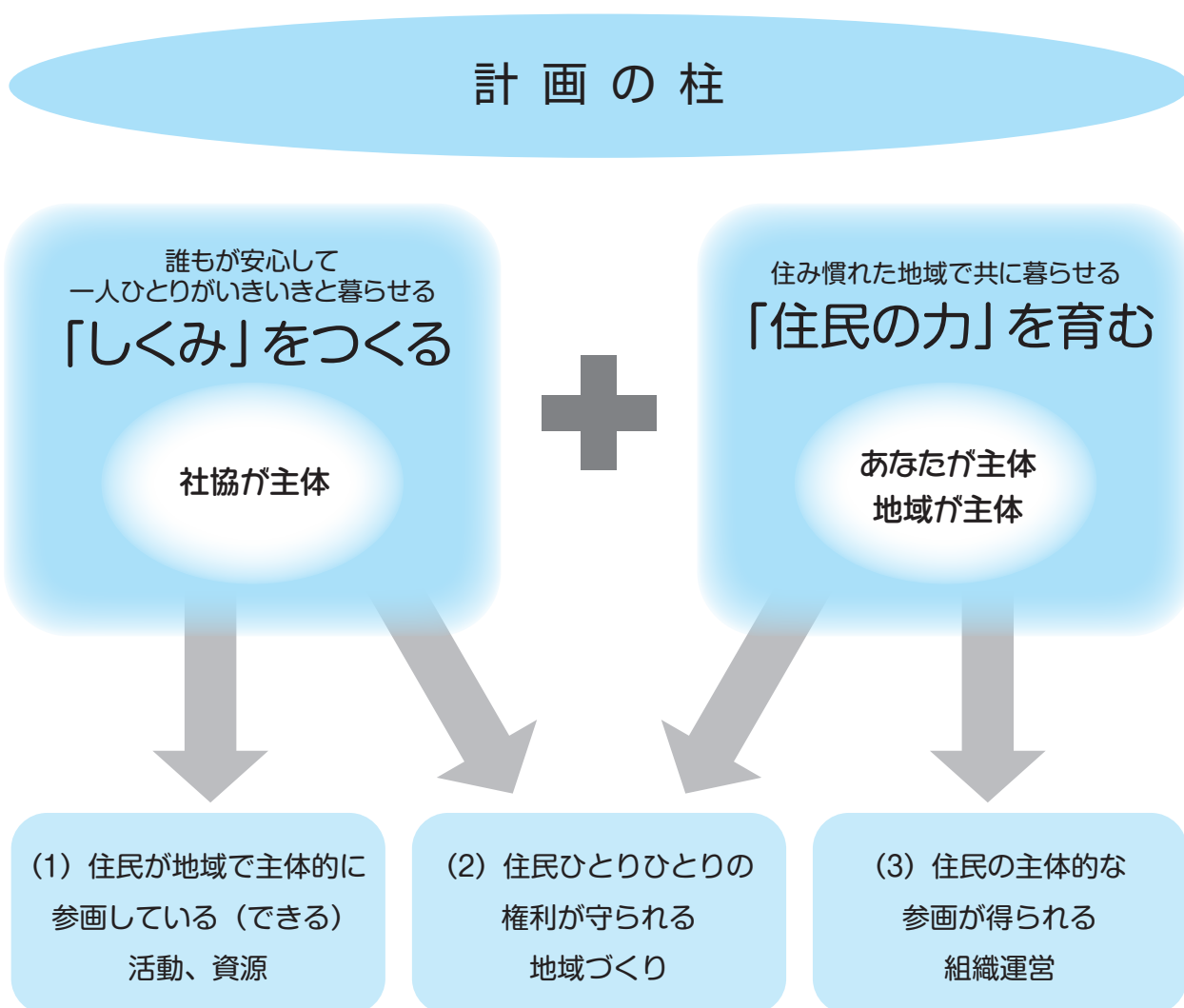
3. 第1次地域福祉推進計画で取り組んできたこと

第1次地域福祉推進計画は、住民の意識調査やニーズ調査をもとに、合併後の事業や活動の整理とこれからの南あわじ市社協が取り組むべき事業全体を網羅したかたちで策定しました。

それについて、内部評価を行った結果、計画を推進するための組織体制を再整備し、役職員が一丸となって、同じ意識をもち地域に出向くことが重要であることがわかりました。これから南あわじ市の地域福祉を推進していくためには、推進していく事業や活動の重点化と、職員が共通認識をもって動ける体制づくりが必要であると考えています。

平成24年度以降の第2次地域福祉推進計画を策定するにあたり、平成21年度からの第1次地域福祉推進計画を活動目標・活動項目に捉われることなく、それぞれの具体的活動項目を「住民の主体的な参画」という視点で総括しました。

この総括をもって第2次計画への1つのステップにしたいと考えています。



(1) 住民が主体的に参画している（できる）活動、資源 ～小地域で住民が参画できる活動・場、人材育成～

福祉コミュニティづくりの推進

平成23年3月末現在、約30ヶ所の地域でサロン活動が行われています。地域に偏りはありますが、市内全域に活動が浸透しつつあります。すべてのサロンに同じ職員が関わっているのではなく、支部ごとに職員が担当を決め関わっている現状で、職員のサロンに対する認識の違いから、社協が本来推進しようとしているサロン活動とは少し目的の異なったかたちで行われているものが見受けられるようになってきました。その課題を、事務局会議の場などを活用し、職員間でサロンの意義や支援の方向性を話し合い組織内での意識共有を図りながら活動を推進しています。今後は、それを組織内だけでなく在宅介護支援センターや地域包括支援センターとも連携を図りながら情報の共有と活動に対する支援体制を構築していくことが課題です。

当事者のつどいの実施と支援については、障がい者や支援者のつどいである「つながりサロン」を、在日外国人や子育て中の方を対象にした「おしゃべりサークル」を定期的に開催しています。地域での交流事業については、ミニデイサービスなどを活用したもののほか、三原・南淡地域では地区社協が中心となり実施しているものや、緑・西淡地域では各種団体との協働により開催しているものなど、地域の特性に応じた実施とその支援を行っています。このような地域での活動を、社協だけでなく当事者やボランティア、関係機関とうまく連携を図りながら展開していくことで、住民が気軽に集える居場所づくりを推進していけると考えています。

こうした活動の多くは、共同募金の財源を活用したものであり、事業を実施するにおいて財源のPRを重点的に行っていくことで、財源確保に向けた取り組みも同時に進めていける可能性があります。トータル的な視点で事業や活動をみていくことで、財源確保から事業実施に至るまでを当事者やボランティアと関わりながら進めていくことを目指します。

地域福祉活動の担い手づくり

市内の小中学校における福祉学習を支援するために、貸出機材リストの整備、「福祉学習ハンドブック」の作成と配布、また計画段階から担当教諭と協議し学習プログラムの検討を重ねています。また、すでに活動をしている人が活動の幅を広げるための研修会の実施や、実践を支えるためのコーディネートや相談支援にも取り組んでいます。

地域福祉活動の担い手を育成していくためには、地域の多様なニーズに応じたさまざまな講座を企画・開催し、活動できる土壌づくりを行うことが必要です。また、すでに活動をしている人が活動の幅や視野を広げていくための研修会の実施や、実践を支えるためのコーディネートや相談支援機能の強化も大切です。ここでは、それらを支援していくボランティアセンターの機能強化をはかり、多くの住民が主体的に参画できるしかけやしきみづくりを行っていくことを検討していかなければなりません。

また、地域のニーズを丁寧に拾い上げていくためには、部を越えての連携も重要であり、職員会議や事務局会議での情報共有だけでなく日常業務の中で常に課題を検討できる体制づくりに取り組んでいます。



福祉学習ハンドブック



地域リーダー交流会

(2) 住民ひとりひとりの権利が守られる地域づくり ～権利擁護、見逃さない視点～

一人ひとりの暮らしを支えるサービスづくり

誰もが安心して住み慣れた地域で生活することができるように、地域福祉サービスの充実を図っています。利用者のアセスメントを定期的に行い、サービスを利用したことによる変化からその効果と課題を明確にすることでサービスに対する提言や改善を行い、一人ひとりのその人らしい自立した生活の支援を進めています。また、それを充実していくために、利用者個々の目標の設定、経過を記録し、担当者間で評価しながら効果的な支援ができるように検討をすすめています。

今後は、こうしたサービスの開発・充実と同時に、社協が地域で果たす役割を明確にし、各関係機関・団体等へ働きかけていくことで、地域支援ネットワークを構築し、利用者個々の課題を地域全体で解決できるしくみをつくりあげていくことが必要です。

また、地域におけるサービスの質の向上と安定したサービスの提供を目指して、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、訪問介護事業、福祉用具貸与・販売事業と障害者自立支援法に基づく居宅介護事業・相談支援事業を行っています。これらの事業の経営については、内部での経営会議と外部評価できる機関として第三者評価委員会の設置をめざして検討を進めています。社協がこれらの事業を行っていることが強みとなるように、その他のサービス事業所だけでなく、社協ワーカーや民生委員児童委員などとうまく連携をはかることで、利用者の自立を地域で支援できる体制づくりもめざします。

福祉課題のある方への支援・関係機関との協働

多様化・複雑化する地域ニーズに対応するため、小地域における声かけ・見守り活動の推進と相談機能の強化をめざしています。地域のニーズを把握するために、座談会の実施や、民生委員児童委員との有機的な連携に努めています。一方、困難ケースについては、個別的な対応で終わっているのが現状なので、関係機関と即座に協議の場をもてるようなしくみづくりについても検討する必要があります。

小地域における声かけ・見守り活動の推進については、現在活動している老人クラブや小地域での組織などもあり、そこに社協や関係機関がうまく関わる体制をつくることで、誰もが地域で安心して生活できることを支援します。また、見守り活動を行っている団体を招集し、協議の場をもつことで、災害時要援護者に対する個別支援体制を小地域で考えていけるように働きかけていくことも重要です。

相談機能の強化と充実を図るため、職員会議や内部研修により職員の人材育成に取り組

んでいます。住民の身近な相談窓口として日常生活のあらゆる相談に応じられるよう、職員の相談援助に関する理念・知識・技術の向上を目的に定期的な職場内研修の実施と外部研修の受講を促しています。それと同時に、相談記録票を統一様式とし電子媒体による情報の共有化を図り、どの窓口でも継続した支援ができる体制づくりに取り組んだほか、障がい者等の相談支援事業所を H23 年 4 月に開設しました。

今後は、住民の身近な相談窓口として社協がどのような役割を担えるかを検討し、市役所の新庁舎建設に合わせて機能できるような体制整備に向けて、行政との協議を積み重ねていきます。



職員会議

(3) 住民の主体的な参画が得られる組織運営

～住民から見える社協、住民が見える社協～

社協組織の基盤強化

住民の意識調査で、社協の存在は知っているが活動内容を知らない方が多いという結果から、いかに社協の活動を周知していくかが大きな課題です。定期的に広報「わかば」や「ボランティアセンターだより」を発行するほか、H23 年度にホームページを開設し最新の情報を更新していくなど、広報活動に取り組んでいます。しかし一方では、必要な方に必要な情報を届けられているのかを検証しながら、効果的な情報伝達手段と情報提供について検討していかなければなりません。

社協が住民にとって見えやすく、わかりやすい組織となるために、会費や寄付金の使途を広く住民に広報するように努めています。今後は、寄付者の想いを地域に返していけるシステムづくりをすすめ、寄付金の使途が地域のニーズに込えられているかどうかの検証を行い、透明性のある運用方法を検討していきます。また、社協職員が今まで以上に地域に出向き、社協活動の PR と会費や寄付金の使途を説明する機会をもち、地域でのサポーターの増員をめざします。

組織体制の見直しと強化については、支部運営委員会の合同研修会を行うなど、支部組織の強化に取り組んでいます。まずは、小地域福祉活動を展開していくための土台づくりを行い、住民の顔が見える距離で身近な地域での活動の活性化をめざし支部運営委員会を開催し、協議を積み重ねています。理事会については、役員研修を重ねることで機能強化を図るような組織体制づくりの構築をめざしています。

第2次地域福祉推進計画策定に向けて

○地域福祉（行政）計画との連携

平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間（5 年で見直し予定）を計画期間とした南あわじ市地域福祉計画の策定作業が始まっています。ほぼ並行して行われる第2次地域福祉推進計画の策定は、地域福祉計画との整合性が図れるとともに、策定作業を通して様々な提言の機会と捉えることができます。

○事業や活動の重点化と開発

第1次地域福祉推進計画では、社協が行う様々な活動や事業を整理統合しました。第2次計画の策定は、年々多様化する福祉ニーズに対応できるよう、これまでの活動や事業の重点化と新たな活動や事業の開発に向けた協議の場と位置づけました。

○これからのまちづくりを想定した組織づくり

南あわじ市では、平成 26 年度中の完成を目指した新庁舎の建設が決まりました。これまでの分庁舎方式から市役所機能を統合すると同時に、21 カ所の市民交流センターが設置される予定です。新しい福祉コミュニティづくりに社協が果たす役割は大きく、市がすすめようとしているまちづくりと社協組織の再編をどう結び付けていくのかを導く大切な時期です。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 調査からみる現状

南あわじ市には、住民にとってどのような生活課題があり、お年寄りや障がいのある人、介護している人、子育てをする人などにとって、どのような問題やニーズがあるのでしょうか。

社協では、住民や地域の課題を計画に反映させるため、次のような課題把握のための取り組みを行いました。

《南あわじ市における人の動き》（平成23年3月末）

- ①総人口は51,450人と減少を続けている。
- ②高齢化率はH19年度の26.3%から27.7%（緑地区23.2%、西淡地区29.5%、三原地区25.2%、南淡地区30.4%）と上昇を続けている。
- ③介護保険制度における要支援率は4.5%（緑地区4.6%、西淡地区5.0%、三原地区3.7%、南淡地区4.9%）、要介護率は15.2%（緑地区17.2%、西淡地区14.5%、三原地区14.8%、南淡地区15.4%）となっている。
- ④障害者手帳所持者数は2,345人（H22年度は2,392人）と横ばいであるが、療育手帳の所持者数はH22年度の327人から340人へと増加している。
- ⑤子どもの出生率はH19年度の406人（7.6%）から379人（7.2%）と減少している。また合わせて合計特殊出生率もH19年度の1.42%から1.36%へと減少し、兵庫県と全国平均の値と同じになっている。
- ⑥世帯数は前年度と比べ1,000世帯近く増加しているにもかかわらず、1世帯あたりの人員は減少しており、平均2.8人と少人数化が進んでいる。逆に高齢世帯の割合は全世帯の20%を占めており増加傾向になっている。

《調査活動》

行政が策定する「南あわじ市地域福祉計画」の策定作業と協働し、下記の調査活動を行いました。詳細については、P.67～101に記載しています。

- 市民アンケート調査
- 関係機関・団体へのヒアリング
- 地区別懇談会

《事業評価》

1次計画における中間期に評価基準を設定し、具体的活動項目ごとに事業評価を行いました。目標に対する達成度、活動・事業にかかる財源の確保の状況、目標が達成できなかった理由がどこにあるかを各担当で洗い出し、課題を含めた今後の方向性を整理しました。

《策定委員会》

委員会では、第1次地域福祉推進計画の評価から社協事業の点検と課題抽出を行ったり、地域資源マップや事例検討から地域課題を整理し、南あわじ市の地域福祉を推進していくための協議を重ねました。

2. 南あわじ市の課題

南あわじ市の地域福祉における課題を整理し分析した結果、4つのキーワードを導き出しました。

- アンケート結果からの項目
- ヒアリングからの項目
- ◎地区別懇談会からの項目
- ◇社協地域福祉推進計画策定委員会からの項目
- ◆その他



地区別懇談会



地域福祉推進計画 策定委員会

小地域でのつながりづくり

- 隣近所との付き合いで「わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で助かることが多いので必要である」が53.7%
 - 近所の人との付き合いの範囲として「簡単な頼みごとをしたりあいさつする程度の付き合い」が86.9%
 - 近所の人からの頼みごとに対して「安否確認の声かけ」「話し相手」「災害時の手助け」が「できる」「都合が合えばできる」の割合が8割以上
 - 地域生活を送るうえで、住民相互の自主的な協力関係が「必要だと思う」の割合が78.2%と最も高い
 - 民生委員児童委員について、「名前は聞いたことはあるが、活動内容は知らない」の割合が33.9%
 - 住んでいる地域の中で安心して暮らしていくには、地域にある組織に「緊急事態が起きた時の対応」を期待している割合が64.8%と最も高い
-
- まわりにある問題や課題を把握するため、サロンなど気軽に集える居場所づくりが必要
 - 一人で子育てに悩む閉じこもりママの掘り起こしが必要
 - 子育て中のママが誰でも気軽に参加できる環境の整備と、関係機関等の連携とネットワーク化の推進
 - 地域の方がふれ合える活動を検討
 - 「障がい者が自分らしく地域で安心して暮らせる」社会の実現
-
- ◎異世代交流の場づくりが必要
 - ◎交流広場や地域活動で地域全体の人をつなぐを築くことが必要
 - ◎地域活動の仕掛け人を育成することが必要
-
- ◇地域での理解者を増やし、より近くで声かけ・見守りができるようしくみづくりが必要
 - ◇小地域で話し合える、気づける場づくりが必要
 - ◇地域の問題を地域へ返していくしくみづくりが必要
-
- ◆南あわじ市新庁舎建設に伴う市民交流センターの設置（21ヶ所）
 - ◆ふれあい・いきいきサロンが30ヶ所（平成23年3月末）から52ヶ所（平成24年2月末）に増えた
 - ◆婦人会組織がなくなっている
 - ◆自治会入りしない若い世代が増えている

身近な地域の中で、住民自身ができると感じていることが実際の活動には結び付いていない現状があります。お互いさまの意識を啓発するためには、より身近な地域で福祉について話し合う場を設け、理解者を増やしていくことが必要です。それを実現することで1人でも多くの方が住み慣れた地域で、つながりをもって生活できることをめざします。

キーワード②

近所の世話やきおじちゃん・おばちゃんの発掘・育成

- 付き合いの範囲として「簡単な頼みごとをしたり挨拶する程度の付き合い」が86.9%
- 隣近所との付き合いで「わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で助かることが多いので必要である」が53.7%
- 不安や悩みの相談先として「家族、親せき」の割合が78.8%に対して、「近隣、近所の人」が11.3%
- 地域活動に参加しない理由に「参加したいが、何をいつどこでやっているかわからないから」が18.2%、「参加したいが移動手段がない」が3.5%、「参加したいが一人で心細い」が11.4%

●障がいについて理解し、一緒に活動できるボランティアが増えてほしい

- ◎個人商店の減少
- ◎産休明けに乳児を預ける公的施設がない
- ◎地域の婦人会組織の減少
- ◎学校の統合により地域内の子どもの顔がわからない
- ◎深い近所付き合いがなく、頼みごとまで出来る関係にない
- ◎独身の若い男女が多い

- ◇独居高齢者・障がい者など助けてと言えない人を把握できていない
- ◇近隣の人にちょっとしたことを頼めないと感じている人がいる
- ◇広報はしているが、「サロン活動」や「講座」などの存在を知らない人が多い
- ◇ボランティアの必要性はでてきているが、リスクを伴う活動（移送、子どもの預かりなど）は躊躇する人がいる

- ◆ひとり暮らしの世帯と三世帯同居世帯が地域の中で共存して生活している
- ◆地域の自治組織は維持できている
- ◆ボランティア登録数（89グループ 2,620名 ・個人 92名）



南あわじ市は、ひとり暮らしの世帯と三世帯同居世帯が、地域の中で共存して生活し、地域の自治組織も維持できているという地域特性があります。その反面、地域におけるつながりの希薄化やひとり暮らし高齢者の増加はいつそう進み、さまざまな制度の狭間で対応できない生活課題が顕著になってきています。

このような中で、それぞれの世代が出来ることの情報収集・発信や、お互いさまで活動できる人と、活動を必要とする人をつなぎ、安全に活動できるしくみづくりを、ボランティアセンターが担います。

キーワード③

もしもの時…地域で孤立する人がないように

- 近所の人から頼まれた場合、「安否確認はできる」が56.2%、「災害時の手助けができる」が61.5%
- 不安や悩みの相談先として「家族、親せき」の割合が78.8%に対して、「近隣、近所の人」が11.3%
- 住民が取り組むべき課題として、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が30.8%
- 災害時の避難場所を知っている人が西淡・南淡地区は8割、緑・三原地区は6割
- 災害時の要援護者台帳について知っている人が7.8%
- 災害時の福祉避難所の指定・要援護者への災害情報の伝達方法に不安を感じている
- 実際の災害時に対応できるような訓練が必要
- ◎障がいのある人達は地域の集会などに出席することが少ない
- ◎地域での要援護者への連絡網や災害時の避難方法の検討
- ◇独居高齢者・障がい者など助けてと言えない人を把握できていない
- ◇ひとり暮らしの世帯と三世代同居世帯が地域の中で共存して生活している
- ◇地域の自治組織は維持できている
- ◆防災課と連携し、「ぼうさいカフェ」を開催している
- ◆市内の自主防災組織の組織化率は100%、活動できる体制となっているのは88%
- ◆淡路圏域は自殺による死亡率が高い



住民の中には、地域から孤立している人、孤立する恐れのある人がいます。もしもの時に備えて、普段から住民と関係機関が一緒になって、互いに見守り助け合えるまちづくりを検討していく必要があります。またそれと同時に、当事者が「助けて」と言える意識改革を推進し、孤立する人がないまちづくりをすすめます。

尊厳が守られ自分らしく生活できる地域へ

- 不安や悩みの相談先として「家族、親せき」の割合が78.8%、「友人」が45.5%
- 安心して暮らしていくために、地域の組織や団体に対して期待する活動は「緊急事態が起こった時の対応」が64.8%、「子どもや高齢者、障がい者（児）に対する手助け・支援」が26.4%
- 誰もが住み慣れた地域で生活していくためには「1ヶ所で何でも相談や手続きができる体制を整備し容易に行える様にする」が52.4%、「社会保障制度（年金・医療・介護）の安定を図る」が42.2%、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」が34.5%
- 市、社協、健康福祉事務所、各事業所等、関係機関へ情報を提供することで相談者がより適切な情報が得られ、サービスにたどりつくことができるしくみづくりを考えることが必要
- 障がいのある人が困っていることを支援できるような体制づくりが必要（法外・制度外サービスの開発）
- 精神障がい者が安心して出かけられる居場所や社会参加の場が必要
- 当事者が地域住民とふれ合える活動も考えていくことが必要
- ◎子どもが島外に住んでおり、近くに頼れる人が少ない
- ◎家族以外で相談できる人が少ない
- ◎地域のつながりは強いが閉鎖的である
- ◎顔の見える関係の低下がある
- ◇地域で発言しづらい
- ◇障がいのある人達は地域の集会などに出席することが少ない
- ◇独居高齢者・障がい者など助けてと言えない人を把握できていない
- ◆淡路障害者自立支援協議会で関係機関と連携しながら障がい当事者が日常生活の中の問題や課題を話す場として、社協が「くらす連絡会」、「つながりサロン」を開催している
- ◆消費者相談窓口への問い合わせが年間約250件



地域で安心して暮らしていくためには、子どもや高齢者、障がい者（児）に対する手助けや支援が必要にもかかわらず、そのための体制が十分整っていない現状があります。「当事者が地域で安心して暮らせる」「自分らしくいきいきと暮らせる」ためには本人や家族自らがサービスを選択し利用できる環境をつくり、そのことを地域でサポートする体制が必要です。加えて、当事者活動の情報収集・発信、身近な当事者の把握・意識啓発等を通して、地域の中でより多くの住民が当事者のことを理解できるきっかけづくりが必要です。

誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるように社協・各種関係機関だけでなく、地域住民と共に考え、一人ひとりの尊厳が守られるしくみをつくりまします。

第3章 計画の全体概要

1. 計画のねらい

1. 公民協働で南あわじ市の地域福祉を考え、活動を推進していくための指針であること
2. 南あわじ市社会福祉協議会の組織の基盤強化を図る指針であること

平成12年に定められた社会福祉法では、地域福祉の推進が社会福祉の目的として明確に掲げられました。その中で社協は、「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置づけられ、地域福祉推進の中心的な役割を担うことが期待されています。

南あわじ市社協では、合併後の地域の課題や組織における課題を整理し、平成21年度からの3か年計画として第1次地域福祉推進計画を策定しました。その後、具体的活動項目に沿って活動を展開し中間期における評価も行ってきましたが、まだまだ手つかずの部分があったり、さらに検討を進めていく必要のあるものも存在します。

2次計画の策定にあたっては、それぞれの職員が抱えている問題意識と、アンケート調査やニーズ調査、地区別懇談会などから出てきた課題を整理し、策定委員会で協議を重ねてきました。その結果、今後5年間に重点的に取り組んでいくべきものをまとめ、重点的活動目標として設定しました。

今後、さらに地域福祉を推進していくためには、地域住民をはじめ地域で活動するさまざまな団体、関係機関などとのゆるやかな連携を図りながら、地域の実情や生活課題等を理解した上で、解決策を協議していくことが必要です。つまり、公民協働で具体的な活動に結び付けていくための指針としてこの計画を活用します。

2. 計画の推進期間

計画の推進期間は、平成24年度から平成28年度の5年間とします。

本計画は、本会が取り組むべき課題を具体的に示し、年次ごとの計画を立て、その評価をしながら目標を達成していきます。ただし、社会情勢の変化による見直しや、「南あわじ市地域福祉計画」との整合性を図るために、互いに進捗状況を確認し、それぞれの課題を整理しながら推進していきます。

3. 計画の構成

(1) 福祉目標 住民と社協の地域づくりのスローガン

『みんなで考え みんなでつくる 笑顔のまち
～つなぐ・つながる・つなぎあう～』

みんなが安心して生活できる地域づくりのための、第1次地域福祉推進計画から変わる事のないスローガンです。計画を実行（＝地域福祉を推進）するために、住民と社協がめざす共通の目標（スローガン）として、福祉目標を設定しています。

(2) 計画の柱 福祉目標を達成するための基本となる取り組み

福祉目標を実現するための基本となる活動を、住民や社協ができることの「2つの柱」として設定しました。住み慣れた地域で、お互いに認め合い・支え合うことで、共に暮らし続けられる地域を目指すことで、「住民の力」を育んでいきます。

社協は、その力を最大限に引き出せるように働きかけていき、住民が安心して生活できるようにサービスの提供や支援のしくみをつくるなど、誰もが地域で安心していきいきと暮らせる「しくみ」をつくるために取り組みをすすめていきます。

(3) 活動目標、重点的活動目標

福祉目標、計画の柱をより具体的に実現していくための目標です。前章では、南あわじ市の地域福祉における課題を整理し、分析した結果4つのキーワードを抽出しました。これらのキーワードを実現していくために、わかりやすく目標として設定したのが、重点的活動目標です。

《活動を推進していくための4つのキーワード》

- ①小地域でのつながりづくり
- ②近所の世話やきおじちゃん・おばちゃんの発掘・育成
- ③もしもの時…地域で孤立する人がないように
- ④尊厳が守られ自分らしく生活できる地域へ

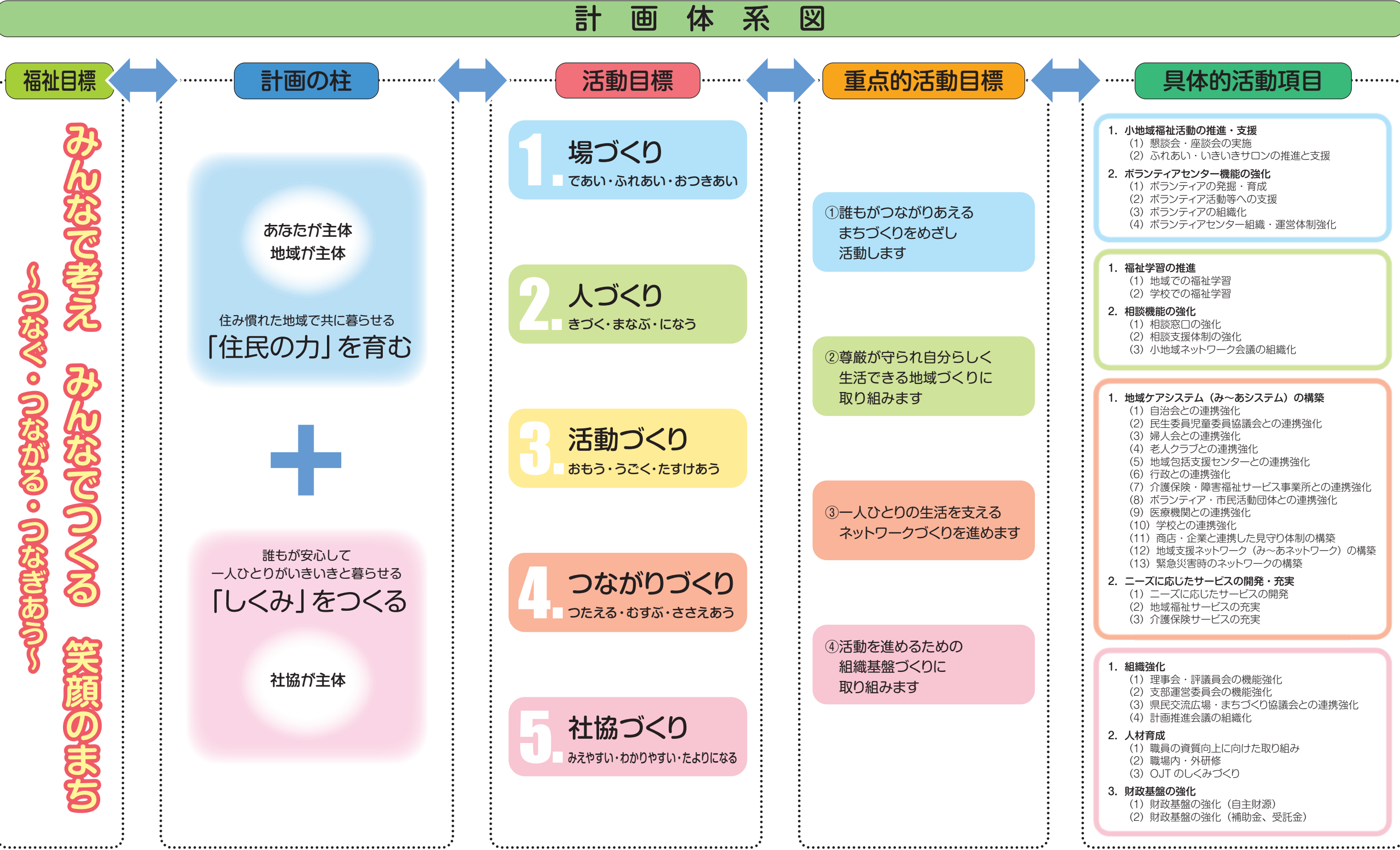


実現に向けて

《重点的活動目標》

- ①誰もがつながりあえるまちづくりをめざし活動します
- ②尊厳が守られ自分らしく生活できる地域づくりに取り組みます
- ③一人ひとりの生活を支えるネットワークづくりを進めます
- ④活動を進めるための組織基盤づくりに取り組みます

(4) 計画の全体構成



4. 年次計画

ここでは、重点的活動目標ごとに住民、社協、関係機関、行政等が具体的にできることを整理しました。また、活動内容を具体的に示すために現状と課題、今後の取り組み等を基に年次計画を作成し、第2次地域福祉推進計画の到達点を設定しました。



マークは、新しく取り組む事業です!!

無印は、継続事業です。



①誰もがつながりあえるまちづくりをめざし活動します

地域の中でその人らしく人と関わるができること、参加できる場や活躍できる場があることが、生きがいにつながっていきます。つながりの希薄化や制度の狭間で対応できない生活課題に向き合うために、つながりの再構築を検討していきます。

場づくりの視点

みんなが気軽に集える居場所づくり 「身近な地域での居場所づくり」をすすめよう！

誰もが気軽に集える地域の居場所として、当事者のつどいや交流事業、「ふれあい・いきいきサロン」「子育てサロン」等を普及・支援していきます。地域の居場所では多くの住民がつながりを認識し合えるように、地域から孤立しがちな方を見逃さない視点や地域内での世代交流の機会が図られるように働きかけていきます。

人づくりの視点

座談会等の実施 「みんなで考え みんなでつくる 地域づくり座談会」を実施しよう！

地域の福祉課題に気づく場として、自治会単位また地域単位での座談会の開催について働きかけていきます。地域の中での困りごとについて、それぞれに気づき、地域内で協議の場づくりを進め、地域の活動に参加できる協力者の発掘・養成に取り組みます。

活動できる環境づくり 「お互いさま」の意識を育てよう！

住民が身近な地域での活動に主体的に参加・参画できるような取り組みを推進します。「何かできるかも」という気持ちを活動に結び付ける働きかけが必要です。そのためには、誰もがボランティア活動を身近に感じ、興味や関心が持てるような取り組みの普及・啓発に努めます。

【取り組みについて】

◇それぞれが担う役割

区 分	取 り 組 み
住 民 (みなさんができること)	地域での活動（行事）に積極的に参加 近隣へのあいさつや声かけ 誰もが参加しやすい地域活動の企画と実施
社 協 (社協ができること)	地域活動拠点の把握・発掘と活用 地域の活動や情報の把握と支援 交流の場の情報提供
関係機関 (関係機関に期待すること)	大人から子どもまで世代を超えて参加できる取り組みの実施 交流の場の情報提供
行 政 (行政に期待すること)	地域活動への支援 交流の場の確保、運営の支援

①誰もがつながりあえるまちづくりをめざし活動します

① - 1 小地域福祉活動の推進・支援

懇談会・座談会の実施					(財源) 会費・補助金・事業収入・善意銀行		
現状と課題	- 一部の地域で懇談会、座談会を実施 - 計画的な座談会は実施していない - 懇談会・座談会の必要性・実施方法について 検討していない - あらゆる世代層が参加できる手法について検討していない				今後の取り組み	- 誰もが参加できる懇談会・座談会を実施するために広報の方法やテーマ設定を検討する - 地域住民の地域福祉に対する意識を高めるテーマ設定や内容を検討する - 懇談会・座談会のテーマを検討する - 社協への理解を深めるため、社協活動のPRをする	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	・内容を検討しながら検討実施				➡	- 地域の課題を把握する - 地域で活動する人材を発掘する - 社協活動への理解を深める	住民自治会 支部運営委員会 行政関係機関
	・懇談会・座談会の実施						

ふれあい・いきいきサロンの推進・支援					(財源) 補助金・善意銀行・共同募金		
現状と課題	・サロン担当者会を開催し、情報共有と今後の方向性について検討 ・移動ふれあい喫茶を開催し、サロン・小地域活動の必要性をPR ・ふれあい・いきいきサロンの普及に努め、行政と協働し推進するしくみとして、補助事業へ向けた議論を進めている ・サロンで把握した課題を地域の課題としてとらえ、解決するしくみがない ・ケアマネジャーが参加し、介護保険について説明				今後の取り組み	・ふれあい・いきいきサロンを普及するためふれあい喫茶、ふれあい会食会等を開催する ・職員の情報共有とサロン参加呼びかけや、関わりについて検討する ・サロンで把握した課題を解決できるしくみづくりについて検討する ・幅広くふれあい・いきいきサロンに参加してもらうために、職員間・関係機関の関わりを検討する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画							

① - 2 ボランティアセンター機能の強化

ボランティアの発掘・育成					(財源) 会費・補助金・善意銀行・共同募金配分金		
現状と課題	- ボランティア講座（入門講座、サマーチャレンジボランティア、朗読ボランティア等）の実施 - 毎月ボランティアセンターだよりを発行し情報提供に努めている - 地域で気軽にできるボランティア活動の発掘 - 講座、つどいを評価し、改善するしくみがない - 地域のニーズが把握できておらず、活動メニューの一覧ができていない - 団塊の世代等退職者に対してアプローチできていない				今後の取り組み	- 地域のボランティアニーズを把握する - 魅力あるボランティア活動のメニューを発信する - 活動者を発掘するためにボランティア団体やグループと連携する - ボランティアの必要性を意識づけるために福祉学習やボランティア講座を実施する - 地域リーダーを育成する	
	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
年次計画	ニーズ把握、情報発信				- 地域で活動できるボランティアの発掘と育成を行う - 地域で活動できるリーダーを育成する - 地域でボランティア活動が活発になる	住民自治会 支部運営委員会 行政関係機関 ボランティア	
	内容を検討しながら継続実施						

ボランティア活動等への支援					(財源) 補助金・善意銀行・共同募金		
現状と課題	- 毎月ボランティアコーディネーター会議を開催し、役割（相談援助、情報収集・提供・発信、ニーズに応じたコーディネート等）やスキルアップについて検討 - 内部でスキルアップのための研修会を実施 - 福祉学習等の研修会を実施 - 活動者のニーズの把握が十分にできていない - 活動・助成金についての情報提供 - 安心して活動するための、ボランティア市民活動災害共済、行事保険の加入促進				今後の取り組み	- 安心して活動できるよう、ボランティア養成講座を実施する - 活動しやすい環境づくりについて検討する - 相談支援を充実させるため、職員の質の向上を図る - 活動者向けハンドブックを作成する - 企業の持つ多様な資源を積極的に活用し、地域課題の解決につなげていくしくみと支援策を検討する	
	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
年次計画	→ ボランティア・ボランティアグループの情報把握・連携				→ - 地域のニーズが活動につながる体制をつくる - 身近な活動拠点や情報を提供する	住民自治会 支部運営委員会 行政関係機関 ボランティア	
	内容を検討しながら継続実施						

ボランティアの組織化

(財源) 補助金・善意銀行・共同募金

現状と課題	- 組織化に向けボランティアのつどいを開催 - ボランティアグループに関する公開基本情報を収集、調整 - ボランティアセンターだよりでボランティアグループの情報を公開しているが、HP上に掲載していない - ボランティア連絡体について、ボランティアグループ、ボランティアと検討していない				今後の取り組み	- 情報が行き来し、気づきや学び、協働を生み出すため、ボランティア連絡体の立ち上げについて検討する - 組織化に向けた情報公開について検討する - 多様なボランティア活動者より新たなニーズ把握をするために情報公開に努める	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	拠点の確保・財源確保について検討					ボランティア活動を充実させる	住民自治会 支部運営委員会 行政 関係機関 ボランティア
	内容を検討しながら継続実施						

ボランティアセンター組織・運営体制強化

(財源) 補助金・善意銀行・共同募金

現状と課題	・災害ボランティアセンターの役割などは、ぼうさいカフェ、災害支援を通して広報している ・社協ボランティアセンターの使命・役割についてアピールしていない ・行政補助金等財源の確保について検討していない				今後の取り組み	・社協ボランティアセンターの使命・役割の明確化を行うため、ボランティアセンター運営委員会を設置する ・ボランティア、NPO、企業、関係機関のためのプラットフォームの役割を果たせる災害にも強い組織づくりに取り組む ・財源の確保について検討する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	・拠点の確保 ・財源確保について検討					・ボランティアセンターの機能を強化する	住民自治会 支部運営委員会 行政関係機関 ボランティア
	・運営委員会設置の検討 ・運営に関しての住民参加について検討						

<コラム> ボランティアセンター、ボランティアコーディネーターってなに？

ボランティアは、ラテン語では、「自由意志」。フランス語では「喜びの精神」。英語の名詞では「志願兵、義勇兵」、動詞では「自発的に申し出る」という意味で訳されます。

ボランティア活動には次の4つの原則があるといわれています。

○自発性・主体性 ～自分からすすんで行動する～

まわりの人から強制されるのではなく、自分の考えによって始める活動です

○社会性・連帯性 ～ともにささえあい、学びあう～

誰もが幸せに暮らしていけるようにみんなで協力し支えあい、学びあう活動です

○無償性・非営利性 ～見返りを求めない～

お金を求める活動ではなく、お金では得られない出会いや感動、喜びを得る活動です

○先駆性・開拓性 ～よりよい社会をつくる～

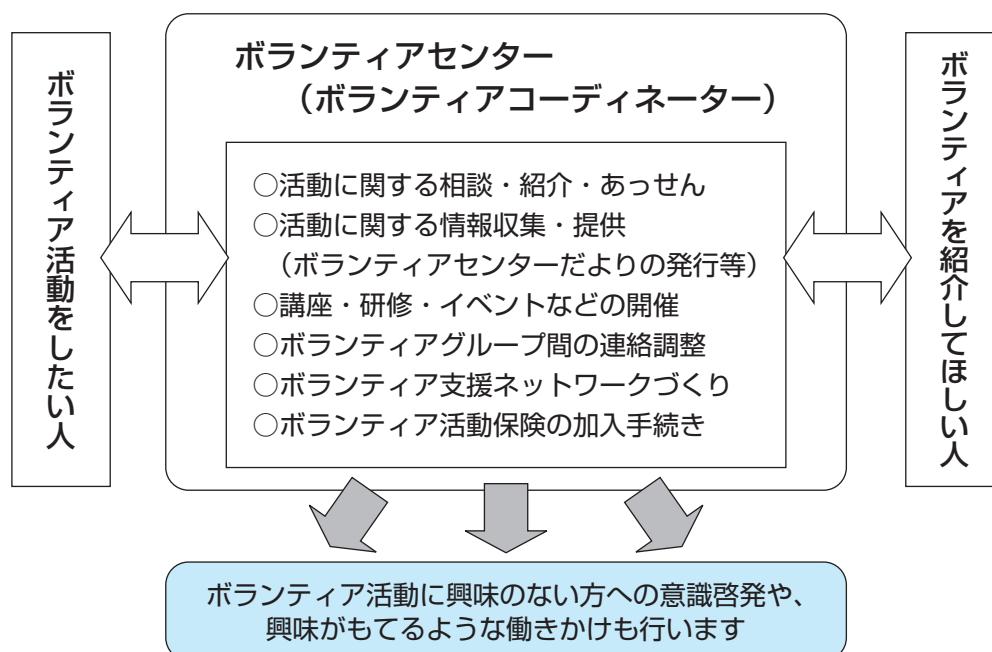
今、何が必要とされているかを考えながら、よりよい社会をみんなの手で創る活動です

★ボランティアセンターは、

ボランティア活動を支援するために、活動に関する相談や紹介や、講座や研修会などで人材発掘・育成を行う他、活動を充実させるための資金や保険等の情報発信などを行うところです。

★ボランティアコーディネーターは、

ボランティア活動を「したい人」と「してほしい人」とを結ぶパイプ役であり、調整役です。ボランティア活動に関する相談・紹介・あっせん、情報収集・提供や講座・研修会の開催などを行っています。



②尊厳が守られ自分らしく生活できる地域づくりに取り組みます

誰もが地域の中で認められ、自分らしく生活できる地域づくりや、自己実現できるための関わりや支援をすすめていきます。そのためには、地域に向けた福祉学習や啓発活動を繰り返して行うことと、相談支援体制のあり方について、社協だけでなく行政、関係機関とともに検討していきます。

人づくりの視点

学校・地域に向けた福祉学習の充実 「同じ地域で生活している人」のことをもっと知ろう！

さまざまな学びや体験を通して、自分たちのまちの福祉課題に気づく機会づくりを進めます。生活のしづらさや孤立感をもったまま生活している方に目を向け、社会の矛盾に気づき自分たちの考え方を深めたり改めたりする機会をさまざまな場面をとおして働きかけていきます。

活動づくりの視点

相談窓口の充実 「相談者のニーズを把握し、支援できる」窓口をつくろう！

多様化する福祉課題に対応していくためには、当事者、家族の想いを大切にした相談対応を心がけていく必要があります。また、今後より一層の職員の専門性の向上や窓口対応機能の強化を行政、関係機関とともに検討していきます。

権利擁護事業の充実 「地域で生活したい」 想いを支援できる体制をつくろう！

福祉サービス利用援助事業については、平成 23 年度から基幹的社協となりました。生活課題をもつ人が福祉サービスを利用しながら住み慣れた地域で安心して生活していけるよう事業の充実と推進体制の整備に努めます。また、地域包括支援センターや関係機関との連携により、誰もが地域の中で認められ生活し続けられるように支援体制をつくります。

【取り組みについて】

◇それぞれが担う役割

区 分	取 り 組 み
住 民 (みなさんができること)	・障がいや認知症に対する正しい知識を身につける ・近隣への声かけ、見守り、手助けなど地域での自分の役割を探す ・相手の立場で考える
社 協 (社協ができること)	・福祉学習プログラムの開発・実践 ・職員の専門性の向上と、窓口対応機能の強化 ・日常生活自立支援事業・権利擁護の充実と推進体制の整備 ・日常業務から地域住民の声を把握
関係機関 (関係機関に期待すること)	・窓口対応機能の強化 ・サービスの質の向上と安定したサービスの提供
行 政 (行政に期待すること)	・窓口対応機能の強化 ・新たなサービスを実現するための財源の確保

「権利擁護」とは、①侵害されている、あるいは諦めさせられている本人（仲間）の適切な権利の行使への支援、②明確にされた権利の救済や権利の形成・獲得への支援、③それらの権利にまつわる問題を自ら解決する力や、解決に必要なさまざまな支援を活用する力を高めること（エンパワメント）への支援、④権利侵害の予防などを支援することを言います。

社協は、当事者が「その人らしく地域で暮らすための権利」（自己決定権や生存権、幸せを追求する権利、地域で生活し続ける権利など）を守るために、あらゆる資源や支援を組み立て「福祉コミュニティづくり」を推進しています。

★社協の権利擁護活動とは

当事者や団体、地域の想いにしっかりと寄り添いながら…

- ① 日常生活の困りごとや権利擁護に関する相談対応
- ② 当事者・団体・地域の力をエンパワメント
- ③ 権利擁護についての学習や啓発
- ④ 当事者を中心としたケース会議の実施と当事者一人ひとりの支援計画づくり
- ⑤ 既存サービスの活用
- ⑥ 新しいサービスの開発
- ⑦ 地域住民による見守り活動
- ⑧ 権利侵害への予防的な支援
- ⑨ 当事者を最期までとぎれることなく支援するため「法人後見」の取り組みを検討
- ⑩ 地域で権利擁護を推進するための地域支援ネットワーク（み～あネットワーク）づくり

これらを実践していくことです。

例えば、ひとり暮らしの認知症高齢者が地域で暮らし続けることへの支援としては次のようなことが考えられます。

- ・消費者被害を防ぐために、地域住民と連携し見守りを行う
- ・福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の利用へつなぐ
- ・介護保険サービスの利用を支援する
- ・サービスだけでは足りない生活支援について近隣の友人や社協ボランティア、宅配業者などあらゆる人々の支援ネットワークをつくる など

★権利擁護の根底にあるもの

人間が人間らしい生活をするうえで、生まれながらにしてもっている権利を、「**基本的**人権」といいます。憲法では、「**基本的**人権」を、「**侵すことのできない永久の権利**」として保障しています。「**基本的**人権」には、自由権・平等権・社会権・請求権・参政権などの権利があり、現代社会の進展によって、環境権や知る権利、プライバシー権などといった「**新しい**人権」が生まれてきています。

② 尊厳が守られ自分らしく生活できる地域づくりに取り組みます

② - 1 福祉学習の推進

地域での福祉学習					(財源) 補助金・善意銀行・共同募金配分金		
現状と課題	- ふれあい・いきいきサロンでビデオ学習会を開催 - 公民館まつりでの講演会を実施 - 支部まつりで認知症サポート講座を開催 - ぼうさいカフェに当事者や家族が参加 - 当事者のつどいの実施はできている - ぼうさいカフェに手をつなぐ育成会から参加 - 地域や職域での福祉学習について検討していない - 福祉学習の目的を共有できていない - 地域のニーズを丁寧に拾い上げるしくみがない - 住民の権利擁護に対する意識が低い				今後の取り組み	- 福祉学習の目的や意義を検討する - 権利擁護の理解・普及をすすめるため生活支援員養成講座等を開催する - 住民の地域福祉に対する意識を高めるため、セミナー（介護教室・余暇サークル・ぼうさいカフェ等）を開催する - 支部運営委員会を地域での福祉学習の企画運営を検討する場にする - 地域福祉の理解者・協力者を増やすために地域の生活課題を共有しニーズに合った講座や研修会を開催する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	・内容を検討しながら継続実施				→	- 地域や職域で福祉学習を具体的に実践する - 地域や職場の資源を発掘し人材を育成する	住民 支部運営委員会 自治会 民生委員児童委員 老人クラブ ボランティア 婦人会 幼稚園・保育園・学校 NPO・企業 行政
	・支部運営委員会での取り組みの検討と実施講座の実施（介護教室・余暇サークル・ぼうさいカフェ・権利擁護等）						



介護の教室



ボランティア入門講座

学校での福祉学習

(財源) 補助金・善意銀行・共同募金配分金

現状と課題	・市内小学校・中学校へ福祉学習の講師として職員を派遣 ・職員が統一した福祉学習の講師ができるよう勉強会を行う ・ニーズに応じた講師の調整 ・福祉学習ハンドブックを作成し、各学校に配布 ・学校との打ち合わせを円滑にするため、福祉学習事前打合せ票を作成・活用 ・みどり支部では緑地域の小学校の担当教諭と年間計画を作成 ・学校のニーズを把握できていない ・講師のリストが整備できていない ・講師料の検討ができていない ・教育機関との連携が不十分 ・福祉学習プログラムについて検討していない				今後の取り組み	・学校や児童・生徒のニーズ調査を実施する ・防災教育を進めるため、児童生徒・PTAが参加できる防災訓練等について検討する ・福祉学習ハンドブックの見直し・改訂を行う ・学年や保護者向け、目的別の福祉学習プログラムを作成する ・福祉学習の目的や必要性を共有するための情報発信や学校・教諭との連携について検討する ・トライやるウィークの積極的な受け入れを行う ・講師リスト（講師料を含む）を整備する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	→ ・講師リストの作成					・地域で活躍する人材が育成される ・福祉教育が各小中学校に定着する	住民 学校・PTA 行政 ボランティア
	→ ・福祉学習プログラムの検討 ・ハンドブックの見直し						
	→ ・内容を検討しながら継続実施						
	→ ・内容を検討しながら継続実施						



福祉学習

② - 2 相談機能の強化

相談窓口の強化					(財源) 会費・補助金・善意銀行・共同募金配分金		
現状と課題	- 本部、支部で相談窓口を常時開設 - 日常の活動を通じた相談対応 - 相談記録票やソフトウェアにより情報を共有 - 職場内・外研修により、職員の専門性と窓口対応機能の向上に努めている - 住民に相談窓口の設置についてのPRが不十分 - 相談内容は共有できているが、継続した支援や解決に結びつけるしくみについて検討していない				今後の取り組み	- 情報の共有やニーズを把握するため、多職種が参加できる担当者会議を開催する - 相談窓口の存在や役割について住民の理解が得られるよう、PR方法を検討し広報活動を行う - 住民の多様な相談に応じるため、市民交流センターを意識した相談窓口の開設について検討する - 実績や成果に反映するため、相談の記録や件数を数値化する - 継続した支援や解決に結びつけられるしくみづくりについて検討する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	市民交流センターと連携した相談窓口について検討 市民交流センターと連携した相談窓口の開設					相談を解決に結びつけられる窓口になる	住民自治会 民生委員児童委員 地域包括支援センター 弁護士 司法書士 行政
	内容を検討しながら継続実施						

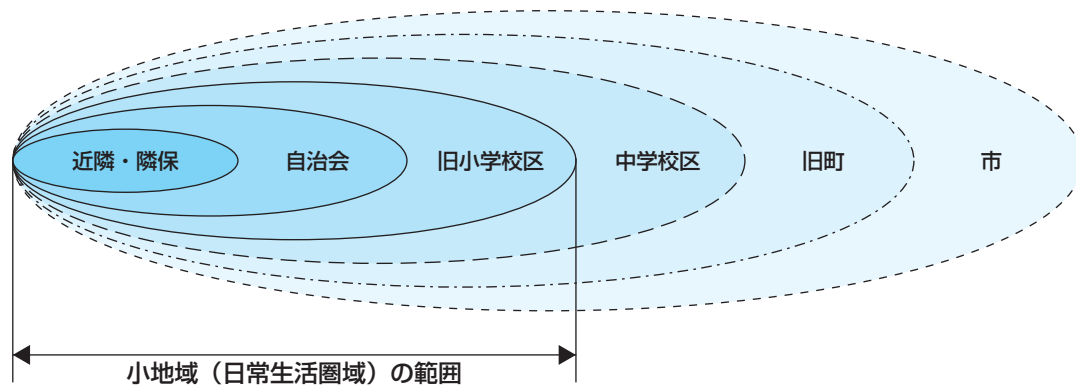
相談支援体制の強化					(財源) 会費・補助金・善意銀行・共同募金配分金		
現状と課題	- 権利擁護相談について弁護士と契約 - 相談記録票やソフトウェアへの記録を徹底し、情報を共有 - 福祉サービス利用援助事業において平成23年度から基幹的社協となった - 職場内・外研修により、職員の専門性と窓口対応機能の向上に努めている - 自治会や地域での相談機能・組織を把握していない - 相談内容は共有できているが、継続した支援や解決に結びつけるしくみについて検討していない				今後の取り組み	- ケースの継続した支援を行うため、ソフトウェアの活用や担当者会議を情報共有やケース検討の場と位置づける - 自治会や地域での相談機能や組織を把握するため、懇談会・座談会等の小地域のつどいに参加する - 継続した支援や解決に結びつけられるしくみ（地域ケアシステム）を行政と協働でつくる - 民生委員児童委員、自治会等の関係機関・団体との連携を強化する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	- 職員の専門性と窓口対応機能の向上に努める - 内容を検討しながら継続実施				→	地域と連携した相談支援体制をつくる	住民 自治会 民生委員児童委員 地域包括支援センター 弁護士 司法書士 行政 県社協
	地域ケアシステムについて検討		地域ケアシステムの構築				

小地域ネットワーク会議の組織化

(財源) 会費・補助金・善意銀行・共同募金配分金

現状と課題	・市主催の地域ケア会議等で、関係機関が情報を共有 ・相談や活動を通じ行政や関係機関と情報を共有し連携 ・個別相談について分析し、地域課題としてとらえ解決するしくみを関係機関と共有できていない ・小地域ネットワーク会議の立ち上げについて検討していない				今後の取り組み	・小地域ネットワーク会議の立ち上げについて、行政や関係機関と協働し検討する ・個別相談について分析し、地域課題としてとらえ解決するしくみづくりや、サービス開発について検討する場と位置づける	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	</						

<地域のとらえ方>



地域福祉では、地域に生活する住民にしかみえない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むことになります。つまり、地域福祉活動はそのような課題がみえやすい小さな圏域（活動区域）で行われるということになります。

しかし、世帯数や住民の年齢層の違いなど各地域によって生活課題や活動内容が異なることから、この計画でいう小地域とは「旧小学校区」を基本としながら、活動の目的や対象者、その内容に応じて南あわじ市内の活動圏域を重層的にとらえています。

<コラム>

「小地域ネットワーク会議」ってなに？

近年、地域の生活課題も複雑化、多様化する中、いろいろな団体が参加して話し合う場が必要不可欠となっています。

その役割や必要性について、兵庫県社協「市町社協地域福祉推進計画～ささえあうまちづくり推進プラン4～」では下記のように位置づけています。

「小地域ネットワーク会議」とは、当事者、小地域福祉推進組織やボランティアグループを中心メンバーとし、そこに社協職員を含めた専門職が参加・参画する連携会議を指します。会議は、小地域福祉活動を通じて浮かび上がってくる地域課題について共有し、課題解決に向けた方策を、地域住民が話し合うために開催します。小地域エリアを基盤にして、支部の場合は小学校区、町部の場合はいくつかの自治会が集まった地区ごとに開催することを想定しています。

住民の主体的な活動につなげるためには、専門機関が主催するのではなく、住民の呼びかけで開催し、専門職がそこに参画しながら支援をする形態が望ましいといえます。ただし、住民中心の運営に至るまでの経過的な運営形態として、住民と専門機関が共同で運営することも想定されます。

また、地域の福祉力を高める観点から、「小地域ネットワーク会議」で話し合われた内容を基盤にした「小地域福祉計画」づくりが重要です。

③一人ひとりの生活を支えるネットワークづくりを進めます

住民の中には、地域から孤立している人、孤立する恐れのある人がいます。普段から住民と地域、関係機関が一緒になって見守り助け合えるまちづくりを検討していく必要があります。また、当事者が「助けて」と言える、孤立する人がないまちづくりを進めます。

つながりづくりの視点

地域生活支援ネットワークの構築と活動の充実 「みんなで気かけ見守り合おう」を推進しよう！

生活課題のある人が、地域の中で排除されることなく生活し続けられるように行政や関係機関のみならず、当事者の生活の一部である商店や宅配業者などとの関わりも含めた見守りのあり方を検討していきます。24時間365日切れ目のない生活支援を当事者の生活する地域の中で協議していくことができるネットワークづくりを目指します。

防災ネットワークの構築と活動の充実「普段の取り組みから災害にも強いまちづくり」を実現しよう！

平成23年3月に発生した東日本大震災では、要援護者の把握や安全な場所への誘導・受入体制、避難所における認知症高齢者や障がい者への対応等の課題が明らかになりました。

地域にはさまざまな方が生活しており、寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、また、障がいのある人、在日外国人などは、災害や緊急時の避難の際に助けが必要となります。

要援護者の所在をどのように把握し、緊急時の救援活動をどうするか、地域の中で話し合える場づくりを行政や関係機関と協働してすすめ、災害にも強いまちづくりをめざします。

【取り組みについて】

◇それぞれが担う役割

区 分	取 り 組 み
住 民 (みなさんができること)	・ 近隣へのあいさつや声かけ ・ 防災訓練などへの参加 ・ 困ったときの SOS の発信 ・ 隣近所にどんな人が住んでいるのかを知る
社 協 (社協ができること)	・ 地域の資源も含め生活課題を解決するしくみづくり ・ 災害時の連携がスムーズにできるしくみづくり ・ 地域の福祉情報が集まり、活用できるしくみづくり
関係機関 (関係機関に期待すること)	・ 災害時に支援を必要とする人の把握と情報の共有 ・ 隣近所の関係を深めるような啓発活動
行 政 (行政に期待すること)	・ 災害時に支援を必要とする人の把握と情報の共有 ・ 住民、関係機関との協働

③一人ひとりの生活を支えるネットワークづくりを進めます

③-1 地域ケアシステム（み～あシステム）の構築

自治会との連携強化					(財源) 会費・補助金・事業収入		
現状と課題	- 会費や共同募金の依頼時に、会長会等に参加し内容を説明 - 評議員会や支部運営委員会に自治会代表が参画 - 理事会に自治会代表が参画しているが、その内容を単位自治会に伝えていくしくみがない - 社協の役割や活動内容を十分説明できていない - 自治会との連携について検討していない				今後の取り組み	- 社協の役割や活動を分かりやすく伝え、理解を深めるためのパンフレットやパワーポイント等を用いて資料を作成する - 社協の役割や活動内容を周知する - 自治会の集まりに説明する機会をつくるため、実態を把握する - 全ての自治会で社協の役割や活動を周知する - 自治会との連携について検討する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	→ - 説明資料の作成 - 自治会との連携について検討				→ - 住民の社協への理解が深まり、社協サポーターが増える - 地域の福祉力が向上する	住民自治会行政	
	- 全自治会で社協の役割や活動を周知 - 内容を検討しながら継続実施						

民生委員児童委員協議会との連携強化					(財源) 会費・補助金・事業収入		
現状と課題	- 定例会や役員会に職員が参加 - 理事会・評議員会や支部運営委員会に代表者が参画 - 活動や事業（配食サービス、生活福祉資金、イベント等）を通して連携 - 困難ケースの対応等を個別に相談 - 当事者の意向により、連携できないケースもある - 相談から解決までの継続した支援や情報共有等、民生委員児童委員との連携について十分検討できていない				今後の取り組み	- 社協の役割や活動を分かりやすく伝え、理解を深めるためのパンフレットやパワーポイント等を用いて資料を作成する - 社協の役割や活動内容の周知徹底 - 個別ケースへの対応等、ケアマネジャー、ホームヘルパー、相談支援専門員、ワーカーと一緒に関わりをもち民生委員児童委員と連携する体制をつくる	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	- パンフレット等説明資料の作成 - 民児協（連）との連携について検討					- 住民の社協への理解が深まり、社協サポーターが増える - 地域の福祉力が向上する	民生委員児童委員 住民 行政
	内容を検討しながら継続実施						

婦人会との連携強化					(財源) 会費・補助金・事業収入		
現状と課題	- 婦人会組織は西淡・南淡地区がほとんどで約2千人の会員がいる - 評議員会や支部運営委員会に代表者が参画 - 婦人会組織の現状を把握していない - 社協の役割や活動内容を説明できていない - 婦人会との連携のあり方について検討していない				今後の取り組み	- 活動内容や組織体制の現状を把握する - 社協の役割や活動を分かりやすく伝え、理解を深めるためのパンフレットやパワーポイント等を用いて資料を作成する - 社協の役割や活動内容を周知する - 婦人会との連携について検討する	
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
	- 婦人会組織の現状把握 - パンフレット等説明資料の作成 - 婦人会との連携について検討				- 住民の社協への理解が深まり、社協サポーターが増える - 地域の福祉力が向上する	会議や行事を通じて社協の役割や活動を周知	- 婦人会 - 住民 - 行政

老人クラブとの連携強化					(財源) 会費・補助金・事業収入		
現状と課題	- ひとり暮らし高齢者宅への見守り訪問活動やふれあい・いきいきサロンの推進など一部の活動において関わりはある - 評議員会や支部運営委員会に代表者が参画 - 活動内容やクラブの現状を把握しきれていない - 社協の役割や活動内容を説明できていない - 老人クラブとの連携について検討していない				今後の取り組み	- 活動内容や組織体制の現状を把握する - 社協の役割や活動を分かりやすく伝え、理解を深めるためのパンフレットやパワーポイント等を用いて資料を作成する - 社協の役割や活動内容を周知する - 老人クラブの組織力を活かした連携のあり方を検討する	
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
	- 老人クラブの現状把握 - パンフレット等説明資料の作成 - 老人クラブとの連携について検討				- 住民の社協への理解が深まり、社協サポーターが増える - 地域の福祉力が向上する	会議や行事を通じて社協の役割や活動を周知	- 老人クラブ - 住民 - 行政

地域包括支援センターとの連携強化

(財源) 会費・補助金・事業収入

現状と課題	・事業や活動（ミニデイサービス、ふれあい・いきいきサロン、介護予防プランの受託等）を通して連携 ・市のケアマネ会議にケアマネジャーが毎月参加し、情報共有の機会となっている ・65歳以上の方の困難事例や虐待事例などを情報共有し、協働して解決にあたっている ・地域包括支援センターとの連携について十分検討していない				今後の取り組み	・ふれあい・いきいきサロンなど小地域福祉活動への支援等、社協と地域包括支援センターの役割や連携について検討する ・困難ケースへの対応をスムーズに行えるようにするため、地域包括ケアシステムの構築について協働で検討する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	・協働支援のあり方を検討 ・地域包括ケアシステムについて協働し検討				・協働支援し小地域福祉活動を推進 ・地域包括ケアシステムの構築、運用	・必要な情報が共有され、困難ケースへの対応がスムーズになる ・小地域活動を協働して支援する体制ができる	住民 地域包括支援センター 在宅介護支援センター 行政 関係機関

行政との連携強化

(財源) 会費・補助金・事業収入

現状と課題	・ぼうさいカフェを協働して実施 ・防災訓練で協働して災害ボランティアセンター設置訓練を実施 ・低所得や障がい、母子父子世帯等個々のケースについて情報を共有し、協働して支援にあたっている ・地域福祉計画等行政計画の策定を通して連携 ・福祉学習や特別支援教育を通して連携 ・「食」の自立支援事業、相談支援事業等受託事業を通して連携 ・災害時要援護者の情報について情報共有はしているがその後の検討ができていない ・社協と行政の役割・関係性や連携のあり方について十分検討していない				今後の取り組み	・災害時における要援護者への対応をスムーズに行うため、社協と行政の役割について行政と協働して検討する ・小地域での防災学習を協働で支援する ・社協が住民と行政のパイプ役（代弁者）の機能を果たすため、相互の役割や連携のあり方について検討する ・計画の策定や見直しを通して行政との連携を強化する ・これからのまちづくりについて行政との連携を強化する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	・災害時における要援護者支援を検討		・内容を検討しながら継続実施 ・小地域での防災学習の実施		・必要な情報を共有し提供し合える ・災害にも強い南あわじ市の実現		住民 行政 兵庫県
	・新庁舎建設後の連携のあり方について行政と検討		・内容を検討しながら継続実施				
	・内容を検討しながら継続実施						

介護保険サービス事業所との連携強化 障害福祉サービス事業所との連携強化

(財源) 会費・補助金・事業収入

現状と課題	・月1回、市のケアマネジャー会議で介護保険に関する情報共有や研修 ・淡路障害者自立支援協議会に参画し、障害福祉に関する情報共有や研修 ・くらす連絡会を開催し、障がい者の生活課題を把握し、関係機関と共に解決の方法を検討 ・介護保険サービスや障害福祉サービス利用者の支援を通して連携 ・配食サービスやミニデイサービス利用者のサービス利用状況や状態変化について随時情報を共有 ・既存施設の福祉避難所としての役割について行政に提案 ・介護保険制度や障害者自立支援制度に基づくサービス以外での関わりは少ない ・サービス事業所との連携のあり方について十分検討していない				今後の取り組み	・社協の役割や活動を分かりやすく伝え、理解を深めるためのパンフレットやパワーポイント等を用いて資料を作成する ・社協の役割や活動内容を周知する ・地域の福祉ニーズを各種サービス事業所と連携して解決できるしくみをつくる ・行政との契約の元、福祉避難所としての役割が担えるよう働きかける ・介護保険制度や障害者自立支援法に基づくサービス以外でのサービス事業所との連携について検討する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	→ ・制度以外の連携について検討 ・パンフレット等説明資料の作成					→ ・必要な情報を共有し提供し合える ・相互の役割が明確になりスムーズに連携できる	住民施設サービス提供事業所
	・内容を検討しながら継続実施						

ボランティア・市民活動団体との連携強化

(財源) 会費・補助金・事業収入

現状と課題	- 幅広い活動（配食サービス、イベント等）を通し連携 - ボランティアに関する情報が十分でない - 地域ケアシステム（み～あシステム）におけるボランティアの役割や位置づけが明確になっていない				今後の取り組み	- 社協の役割や活動を分かりやすく伝え、理解を深めるためのパンフレットやパワーポイント等を用いて資料を作成する - ボランティアの役割や位置づけを明確にする	
	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
年次計画	- 制度以外の連携について検討 - パンフレット等説明資料の作成					ボランティアの役割や位置づけが明確になる	住民ボランティア活動者ボランティア団体
	ボランティアの位置づけや役割について検討						

医療機関との連携強化

(財源) 会費・補助金・事業収入

現状と課題	・地域連携室が設置された病院も増え、連携しやすい体制が整いつつある ・難病や精神疾患等、病院ではなく健康福祉事務所からつながるケースがある ・医療機関との連携が難しい（敷居が高い、窓口が明確でないなど）				今後の取り組み	・社協の役割や活動を分かりやすく伝え、理解を深めるためのパンフレットやパワーポイント等を用いて資料を作成する ・ボランティアの役割の位置づけの明確化 ・何らかの疾患があっても地域で安心して暮らすことのできるよう地域連携室や開業医と連携する ・社協が地域と病院とのパイプ役（代弁者）の機能を果たせるよう連携強化	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	→ ・説明資料の作成 → ・社協の役割や活動を周知 → ・定期的な情報共有会議を開催					・必要な情報の共有 ・困難ケースへの対応がスムーズになる	住民 医療機関

学校との連携強化

(財源) 会費・補助金・事業収入

現状と課題	- 障がい児の給食支援でボランティアが関わっている - 福祉学習、ひとり親家庭交流事業の実施などで連携 - 低所得世帯の児童・生徒の支援を通し連携 - 学校の福祉ニーズを把握できていない - スクールソーシャルワーカーの配置状況等、実態が把握できていない				今後の取り組み	- 社協の役割や活動を分かりやすく伝え、理解を深めるためのパンフレットやパワーポイント等を用いて資料を作成する - 社協の役割や活動内容を周知する - 学年や保護者向け、目的別の福祉学習プログラムを作成する - 学校の福祉ニーズを把握し解決するため、教員との連携を強化する - スクールソーシャルワーカーとの連携について検討する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	学校とともに福祉学習プログラムを作成				スクールソーシャルワーカーとの定期的な情報共有会議を開催	- 学校の福祉ニーズを解決するために必要な情報が共有できる - 学校と協働して福祉学習を実施する - 困難ケースへの対応がスムーズになる	住民 学校 教育委員会 教育事務所
	- 学校の現状把握 - 内容を検討しながら継続実施						

商店・企業と連携した見守り体制の構築						 (財源) 会費・補助金・事業収入	
現状と課題	・買物状況を通じて暮らしぶりを把握するため、商店に問い合わせることがある（日常生活自立支援事業） ・弁当や食料品・日用品の個配業者がある ・商店や企業と連携した見守り体制について検討していない				今後の取り組み	・社協の役割や活動を分かりやすく伝え、理解を深めるためのパンフレットやパワーポイント等を用いて資料を作成する ・社協の役割や活動内容について周知する ・商店や企業と連携した見守り体制のあり方やルール化を検討する ・地域で見守りに協力してくれる商店を増やす ・郵便局や個配業者等と見守り体制について協議する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	→ ・説明資料の作成				→ ・見守り協力店の募集	・地域での見守り支援体制ができる	住民 商店 企業
	→ ・商店・企業と見守り体制のあり方やルール化を検討						

地域支援ネットワーク（み～あネットワーク）の構築						(財源) 会費・補助金・事業収入	
現状と課題	・個別ケースを通じ、地域包括支援センター等、関係機関と連携 ・社協が実施する事業等を通じ、自治会や民生委員児童委員と連携 ・市主催の地域ケア会議に職員が参加 ・地域ケアシステム（み～あシステム）のあり方を検討していない ・独居高齢者や障がい者など「助けて」と言えない人を把握できていない				今後の取り組み	・社協の役割や活動を分かりやすく伝え、理解を深めるためのパンフレットやパワーポイント等を用いて資料を作成する ・社協の役割や活動内容を周知する ・組織内や関係機関との連携、地域ケアシステム（み～あシステム）のあり方について、関係機関と協議する ・より良い地域ケアシステム（み～あシステム）をつくるため、困難ケースが解決に至った事例を検証し、成功要因をシステムに反映する ・地域資源を整理し、関係機関で情報を共有する ・市主催の地域ケア会議が、地域支援ネットワーク（み～あネットワーク）の一部として機能する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	→ ・組織内での連携を検討					・地域ニーズの解決に必要な情報が、関係機関で共有できる ・困難ケースへの対応がスムーズになる	住民 自治会 民生委員児童委員 行政 各種団体 関係機関
	→ ・地域資源の整理と共有						
	→ ・地域ケアシステム（み～あシステム）のあり方を検討						
	→ ・ネットワーク会議の開催・運営						

緊急災害時のネットワークの構築

(財源) 会費・補助金・事業収入

現状と課題	・自主防災組織の組織化率 100% ・市防災課と、防災意識の啓発や防災訓練等で連携 ・災害時要援護者台帳の登録者情報は、住所・氏名・年齢・性別に限り情報を共有 ・アンケート調査では、西淡・南淡の住民は防災意識は高く、緑・三原の住民の防災意識は低い ・ぼうさいカフェを通じて意識啓発を実施 ・災害救援マニュアルを作成したが、活用・見直しはできていない				今後の取り組み	・社協の役割や活動を分かりやすく伝え、理解を深めるためのパンフレットやパワーポイント等を用いて資料を作成する ・社協の役割や活動内容を周知する ・緊急災害時に関係機関が連携できるしくみをつくるため、防災意識の啓発、防災訓練、災害時要援護者台帳の活用、災害救援マニュアルの活用等について、関係機関と協議する ・地域性に即した防災意識を啓発するため、自治会単位で座談会を実施する ・災害発生時に迅速に対応できるよう、災害救援マニュアルにそった職場内訓練を実施する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画						・災害にも強い南あわじ市の実現 ・災害時要援護者にスムーズな対応ができる	住民 自主防災組織 自治会 民生委員児童委員 行政 各種団体 関係機関
	・自治会単位で座談会を実施						
	・組織内での定期的な防災訓練の実施						
	・災害救援マニュアルの検証と見直し						

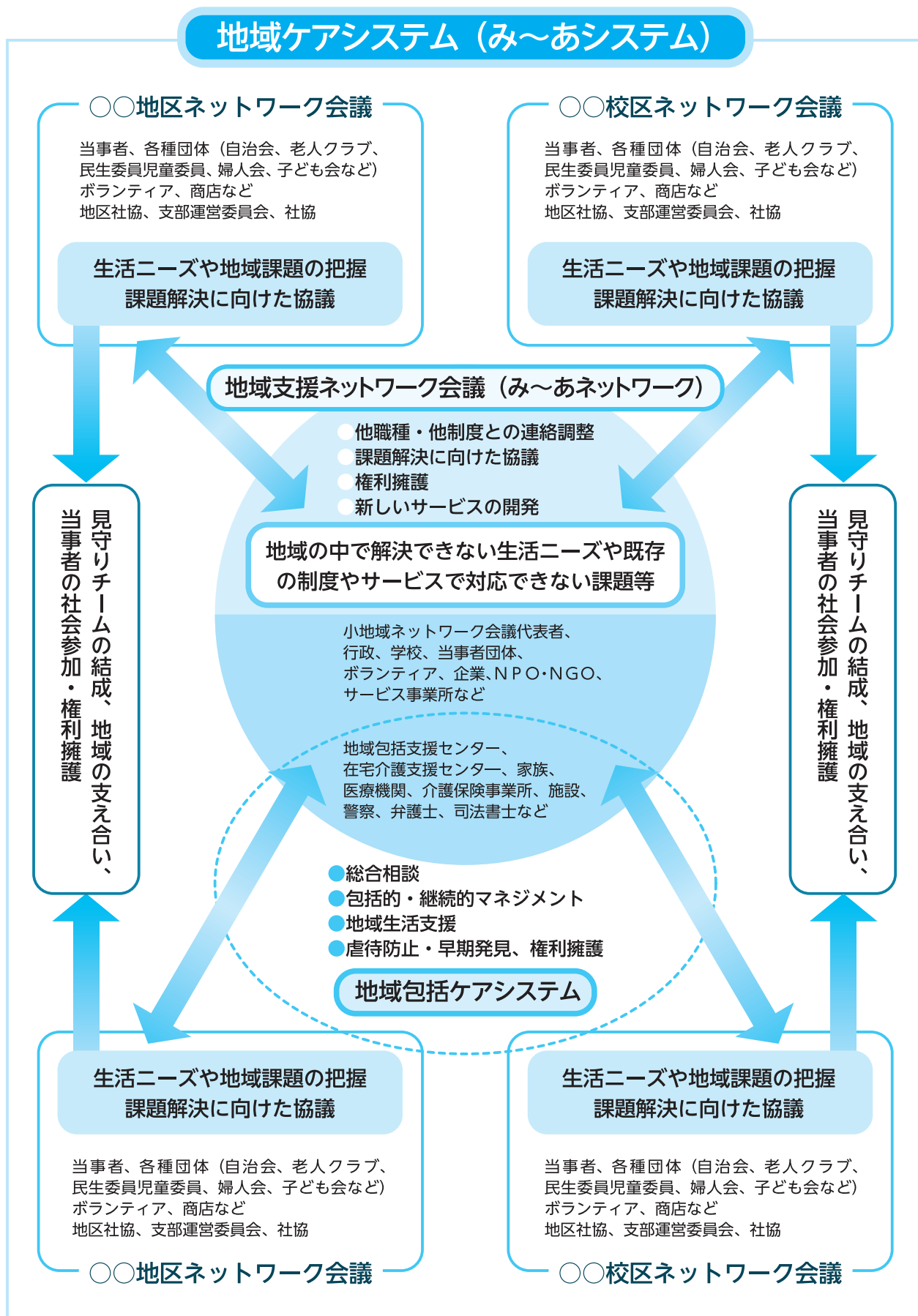


被災地支援活動報告



ぼうさいカフェ

【図2 地域ケアシステムのイメージ図】



③ - 2 ニーズに応じたサービスの開発・充実

ニーズに応じたサービスの開発					(財源) 事業収入・寄付金・善意銀行・共同募金配分金	
現状と課題	- 第2次地域福祉推進計画、各種行政計画の策定作業の中で地域の福祉ニーズを把握 - 障がい児・者の相談支援事業、障がい児の夏休み支援事業の開始 - 障がい者・家族が交流できる場としてつながりサロンを開始 - 子育て中の在日外国人を中心としたおしゃべりサークルを開始 - 婚活支援ボランティア・行政と連携して婚活パーティー等を開始 - 離婚後の親子が自然に交流できるよう面会交流支援を開始 - 把握した地域の福祉ニーズを、どう充足させるかについて検討していない - ニーズ調査の必要性やあり方について検討していない				今後の取り組み	- 把握した地域の福祉ニーズを充足させるために必要なサービスの開発について検討する - 既存の地域資源を活用したサービスを開発するため、インターネットショッピング等、買物支援を受けずに生活できる手段を検討する - ニーズ調査のあり方や必要性について検討する
	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点
年次計画	- 新規事業の位置づけや目的・内容を検討 - 内容を検討しながら継続実施 - 評価・改善のしくみを検討				- 地域の福祉ニーズに応じたサービスが提供できる - ニーズから目を背けない組織体制をつくる	
					住民 行政 関係機関 ボランティア	



よかさ〜くる

地域福祉サービスの充実

(財源) 事業収入・寄付金・善意銀行・共同募金配分金

現状と課題	- 市の委託事業として、「食」の自立支援事業、外出支援サービス、高齢者等紙おむつ支給事業及び家族介護用品支給事業を実施 - 社協の独自事業として、給食サービス、ミニデイサービス、日常生活自立支援事業、障がい児夏休み支援事業を実施 - ミニデイサービスでは、利用者ごとにアセスメントとモニタリングを実施 - 利用者のアセスメントが不十分なため、サービスが点で実施されており、利用者にとってどんな支援が必要なのか総合的に考えることができていない - 事業を実施した結果、利用者がどう変化したかを評価・改善するをしきみがない				今後の取り組み	- サービスの目的や内容を分かりやすく伝えられるよう、パンフレットを作成する - 利用者を総合的に捉えることができるよう、すべての事業で統一したアセスメント様式を作成し、アセスメントを実施する - 事業を実施した結果、利用者がどう変化したかを評価・改善するため、すべての事業で統一したモニタリング様式を作成し、モニタリングを実施する - 他職種間で情報を共有するため、新規利用者に対し、随時サービス調整会議を実施し、利用者に必要な支援について総合的に判断できるようにする	
	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
年次計画	→ 説明資料の作成					→ - 住民が安心して生活できるよう、多様な地域資源がある - 利用者が安定した生活ができるよう、縦横無尽な支援ができる	住民ボランティア 民生委員児童委員 在宅介護支援センター 行政関係機関
	→ アセスメント・モニタリング様式の作成	→ 事業を評価・改善するしくみづくり	→ - サービス調整会議の実施 - 事業の評価と改善				
	→ アセスメント・モニタリングの実施						
	→ 内容を検討しながら継続実施						



ミニデイサービス



無料給食

介護保険サービスの充実

(財源) 事業収入・善意銀行

現状と課題	・ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所は、市内全域で安定したサービスを提供 ・ 福祉用具貸与事業所は、提供できる商品の種類が少ないため、利用者が限定 ・ 福祉用具販売事業所は、実績が極微 ・ サービス利用者が、どんな地域福祉サービスを利用しているか十分把握できていない ・ サービス利用者が、地域資源（インフォーマルサービスを含む）を有効活用できるよう、十分支援できていない				今後の取り組み	・ 事業所の理念や目標を明確にする ・ 経営の安定と、サービスの質の担保・安定供給を図るため、中長期的な経営を視野に入れた経営会議を実施する ・ サービス利用者ができる限り住みなれた地域で暮らせるよう、地域資源（インフォーマルサービスを含む）を有効に活用できるしくみ（データのオンライン化・エコマップの作成）を検討する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画	・ 法人の理念や目標を明確にし、経営会議のあり方を検討 ・ 経営会議の実施				・ 利用者が安定した生活を送ることができるよう、サービスの質・量を確保する ・ 利用者の自立を促し、個々の想いを実現できるよう、地域資源の開発について提案する	住民 地域包括支援センター 在宅介護支援センター 行政 関係機関	
	・ 地域資源を把握しエコマップを作成 ・ 利用者個人のエコマップを作成し、地域資源を活用したサービスを提供						

④活動を進めるための組織基盤づくりに取り組みます

社協は、住民にとって最も身近な地域福祉を推進する中核団体として、地域の福祉ニーズに対応したきめ細やかな活動を展開しています。今後、多様化・複雑化する福祉ニーズにより柔軟に応えていくためには、財政基盤の強化や運営体制の整備が必要です。また、平成27年1月の市の新庁舎開庁に伴い、社協の組織体制のあり方も検討していきます。

組織づくりの視点

組織体制の検討と機能強化 「住民のより身近な存在に」なれる社協をめざそう！

市の新庁舎建設基本計画の中で、『「コミュニティ」を支援・強化し、地域住民の連帯感の醸成を促し地域全体の活力を高めるため、「地区コミュニティ支援機能」、「市民サービスの補完機能」及び「公民館機能」を併せ持った施設として、地区公民館等を利用して「市民交流センター」を21地区（旧小学校区単位に潮美台地区を加えた地区）に設置すること』が明示されています。

このことは、地域福祉推進をめざす社協にとっても大きな動きであり、今まで組織してきた支部運営委員会や地区社協のあり方を、社協だけでなく今後組織されていくであろうまちづくり協議会や市民交流センター運営協議会とも調整を図りながら検討します。

社協の活動基盤の強化 「住民からみえる組織運営を」すすめます！

本会は、会費、共同募金配分金、寄付金、行政からの補助金、委託金や介護保険事業等による収益金を財源として運営しています。会費や共同募金、寄付金については、寄付者の想いを地域に返していけるしくみを検討します。

また、常に寄付金の使途が地域のニーズに応えられているかどうかの検証を行い、公表していくことでサポーターの増員に努めます。

専門性の高い職員の育成 「これが社協やねん！」と誇りをもって言える職員の育成！

その人らしく、地域で生活し続けていくことができるように、住民や当事者の想いに寄り添いエンパワメントできる職員の育成に取り組みます。職場内研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）のあり方やしくみを検討し、体系的な研修システムを構築し計画性のある人材育成に努めます。

また、「社協らしい」地域生活支援ができるよう、職場内での連携のあり方や、報告・連絡・相談体制についても検討していきます。



支部運営委員会



ホームヘルプ淡路ブロック研修会



淡路島の社会福祉協議会職員協議会



【取り組みについて】

◇それぞれが担う役割

区 分	取 り 組 み
住 民 (みなさんができること)	・ 市民交流センターなど、小地域組織に関心をもつ ・ 社協会費、共同募金配分金の使いみちに関心をもつ ・ 「社協」を活用する ・ 募金や寄付をすることで地域福祉活動に参加
社 協 (社協ができること)	・ 支部運営委員会や地区社協の位置づけや役割を検討 ・ 地域福祉推進計画ダイジェスト版の配布など計画の周知 ・ 職員の育成を目的とした計画的な内外研修の実施 ・ サポーター制度の周知とサポーターの拡大 ・ 広報活動の充実
関係機関 (関係機関に期待すること)	・ サポーター制度の理解と協力 ・ 共同募金活動への協力 ・ 地域福祉推進計画への理解と推進
行 政 (行政に期待すること)	・ 地域福祉を推進するための安定した財源の確保 ・ 社協活動への評価、指導、支援 ・ 地域福祉計画と連動した推進と評価

④活動を進めるための組織基盤づくりに取り組みます

④ - 1 組織強化

理事会・評議員会の機能強化					(財源) 会費、事業収入、補助金		
現状と課題	- 監事を含め理事監事会として、年 3 ～ 4 回開催 - 選任規程を充て職本位から人物重視の選任に改正したことで、評議員の会議出席率が向上 - 予算、決算等の審議にとどまり、組織強化や改善について協議していない - 支部運営委員会の意見等を理事会・評議員会へつなげるつくみについて協議していない				今後の取り組み	- 役員全体が事業の成果や課題を共有するため、理事監事会の定例開催を目指す - 活動の進捗状況の共有と課題抽出を図るため支部長会議を定例開催し、理事会を課題検討の場と位置づけ、法人の意思決定のしくみをつくる - 役員、評議員研修を実施する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第 2 次計画到達点
年次計画	→ - 理事会の隔月開催 - 理事会の毎月開催					事業の成果や課題を共有し、改善・解決に結び付けられる組織体制を構築する	関係機関 行政 兵庫県 県社協
	→ 議員会の内容を検討しながら継続実施						

支部運営委員会の機能強化					(財源) 会費、事業収入、補助金、共同募金配分金		
現状と課題	- 各支部で定期的に開催 - 運営委員会が核になり、講座や支部まつりを企画、実施 - 運営委員会で、地域での見守りや支え合いのしくみづくりについて検討 - 各支部運営委員会の進捗状況を共有・検討する機会を設けていない - 支部運営委員会の役割や権限について十分協議できていない - 年次計画や予算について検討していない				今後の取り組み	- 委員会の定例開催を継続する - 法人組織の機能強化を図るため、支部運営委員会の役割や権限について検討する - 活動の進捗状況の共有と課題抽出を図るため支部長会議を定例開催し、理事会を課題検討の場と位置づけ、法人の意思決定のしくみをつくる	
	H24	H25	H26	H27		H28	第2次計画到達点
年次計画							

県民交流広場・まちづくり協議会との連携強化



(財源) 会費、事業収入、補助金

現状と課題	- 一部の地域でまちづくり協議会の委員として職員が参画 - 共同募金配分金事業での関わりはあるが、すべての活動を把握できていない - 県民交流広場事業やまちづくり協議会との関わりについて検討できていない - 県民交流広場 15 ヶ所、まちづくり協議会 3 ヶ所				今後の取り組み	- まちづくり協議会や県民交流広場の実態把握を行う - 市民交流センターや県民交流広場と社協が進める小地域福祉組織づくりについて、関係機関と連携し協議する	
	H24	H25	H26	H27		H28	第 2 次計画到達点
年次計画	→ 実態の把握					→ → 小地域での福祉推進組織の役割を明確にし、住民が参画できる組織づくりを進める	住民 自治会 行政 関係機関
	→ → - 組織づくりについて関係機関と協議 - 内容を検討しながら組織活動を展開						

計画推進会議の組織化

(財源) 会費、事業収入、補助金

現状と課題	- 計画推進会議、計画評価委員会については未設置 - 計画推進会議のあり方について検討していない				今後の取り組み	- 設置時期や内容については、地域福祉計画との整合性を図る上で行政と協議する - 計画の進行管理と評価、地域福祉計画や関連計画との整合性を図りながら計画見直しができる推進会議の設置を目指す	
	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
年次計画	• 組織づくりについて行政と協議					• 地域福祉推進計画と地域福祉計画の目標を実現する	住民 関係機関 行政
	• 計画の進捗状況の確認と見直し						



支部運営委員会合同研修会



緑まちづくり協議会

④ - 2 人材育成

職員の資質向上に向けた取り組み (財源) 事業収入、善意銀行							
現状と課題	- 介護福祉士、ケアマネジャー等の資格取得を奨励 - 資格取得に関する必要な情報を提供 - 職務基準が定められていない - 人事評価について検討していない - 計画的な職員配置に基づく資格取得奨励について検討していない				今後の取り組み	- 法人の理念や目標を明確にする - 職員のキャリアアップとモチベーションが高められるような職務基準を作成する - 評価基準の作成等、人事考課制度を制定する - 定期的に人事考課を実施し、職員の資質を向上させる	
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
	- 法人の理念や目標を明確にし、人事考課制度（職務基準・評価基準）と人材育成プログラムの策定について検討 - 内容を検討しながら運用					職員のモチベーションを高め、資質、理念、知識、技術を向上させる	県研修所 県社協 兵庫県 関係機関 行政

職場内・外研修 (財源) 事業収入、善意銀行							
現状と課題	- 内部研修は計画に基づき実施 - 職種ごとに外部研修に参加 - 研修内容を職員会議等で報告し共有している - キャリアアップを目的とした職務・職責ごとの研修計画がない - 研修の成果を評価するしくみがない				今後の取り組み	- 法人の理念や目標を明確にする - 職員のキャリアアップと資質向上を図るため、職務や職責に応じた研修計画を策定する - 研修の成果が評価され、職員のモチベーションが高められるよう、人事考課と連動したしくみをつくる	
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
	- 法人の理念や目標を明確にし、人事考課制度（職務基準・評価基準）と人材育成プログラムの策定について検討 - 内容を検討しながら運用					職員のモチベーションを高め、資質、理念、知識、技術を向上させる	県研修所 県社協 兵庫県 関係機関 行政

OJTのしくみづくり							(財源) 事業収入、善意銀行
現状と課題	・新入職員の研修プログラムを作成 ・人材育成プログラムとその中でのOJTの役割等について検討していない ・職務基準が定められていない				今後の取り組み	・法人の理念や目標を明確にする ・職員のキャリアアップとモチベーションが高められるような職務基準を作成する ・職員の資質向上を図るため、研修やOJTの役割を明確にした人材育成プログラムを策定する	
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
	・法人の理念や目標を明確にし、人事考課制度（職務基準・評価基準）と人材育成プログラムの策定について検討				・内容を検討しながら運用	・職員の資質、理念、知識、技術を向上し、法人の組織力を強化する	県研修所 県社協 関係機関 行政

④ - 3 財政基盤の強化

財政基盤の強化（自主財源）							(財源) 会費、寄付金、事業収入、共同募金配分金
現状と課題	・一般会費の加入率は、ほぼ横ばいで推移 ・共同募金配分金は、微減 ・寄付金、預託金は減少 ・物品預託の件数は増加 ・会費、共同募金について住民の理解が深められていない ・各事業の経営について十分検討していない				今後の取り組み	・住民や企業の会費や寄付金、募金への理解が深められるよう、座談会や広報活動で使途・目的を周知する ・事業の収益性を高め経営基盤を強化するため、適正な人員配置やコスト削減、事業の拡大・縮小を進める ・目的別募金や使途を明確にした寄付金の募集について検討する	
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
	・内容を検討しながら継続実施					・会費、寄付金、共同募金配分金については、対前年度比増を目指す ・自主財源比率を上げ、安定した経営を行う	住民 自治会 法人・企業 福祉施設 共同募金委員会 学校・PTA 行政

財政基盤の強化（補助金・受託金）							(財源) 補助金、受託金
現状と課題	・ボランティア活動支援事業補助金が減額 ・日常生活自立支援事業受託金は増額 ・相談支援事業を新たに受託 ・補助金のルール化について検討していない				今後の取り組み	・地域福祉を推進するための職員を安定して雇用していくため人件費補助のルールを行政と協働して策定する ・新庁舎建設に伴い改廃が想定される受託事業のあり方について、行政と協議する	
年次計画	H24	H25	H26	H27	H28	第2次計画到達点	連携・協働機関
	・補助金要綱の策定や受託事業のあり方について検討し、行政と協議				・内容を検討しながら運用	・安定した補助金・受託金の確保と地域福祉を推進するための人材を確保する	行政 県社協 兵庫県

第4章 第2次地域福祉推進計画の推進方法

1. 南あわじ市行政との連携

本計画の策定にあたっては、行政計画である「南あわじ市地域福祉計画」の策定と協働して作業を進めました。アンケート調査や地区別懇談会で得た結果を共有し、両計画の位置付けや計画期間等の整合性を図りました。

また、「南あわじ市障害者計画及び障害福祉計画（第3期）」と「南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画（第5期）」の策定についても担当課と合同で打ち合わせ会を重ねるなど、策定作業を通して連携を深めました。

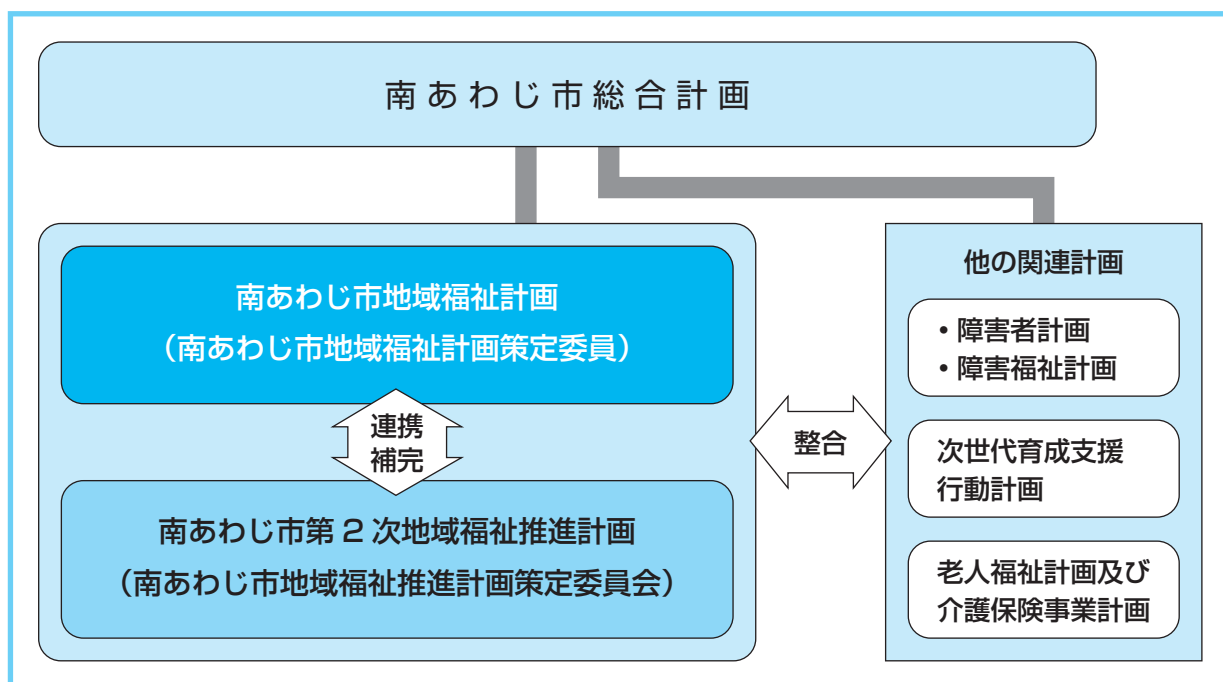
策定段階において共有できたこれら計画の内容を行政と連携しながら、本計画の推進にあたります。

2. 南あわじ市地域福祉計画と第2次地域福祉推進計画の整合性

(1) 計画の位置付けと関係性

地域福祉計画は、次の表のとおり南あわじ市総合福祉計画を上位計画とし、「障害者計画及び障害福祉計画」「次世代育成支援対策・地域行動計画」「老人福祉計画及び介護保険事業計画」を包含する福祉の基本計画として位置付けられています。

■計画の位置付けと関係



本計画は、住民・当事者・関係団体・事業者などが相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の「活動・行動計画」です。一方、「地域福祉計画」は、法律に基づき行政が公的な責任のもとに方針や実施する施策を明記し、福祉分野における他の個別計画を包含する総合的な福祉計画です。

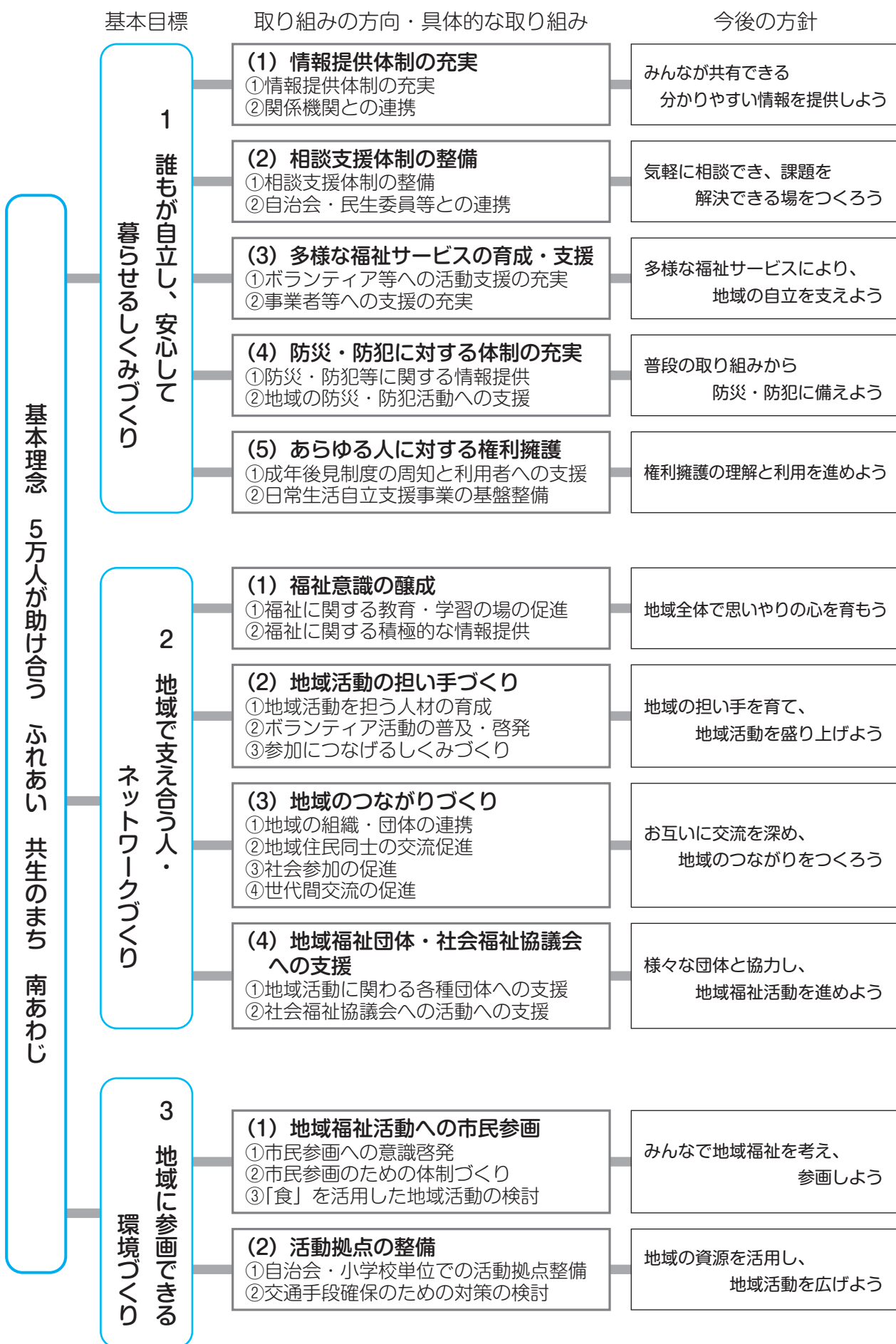
■地域福祉計画と地域福祉推進計画の関係性

	地域福祉計画	地域福祉推進計画
性 格	行政計画（施策等の明確化）	民間の福祉活動推進のための自発的な計画（地域協働のルール化）
方向性	協働による地域福祉の推進 公民協働で地域課題を把握・共有化	
内 容	連携や協働のルールなど各主体の役割分担のあり方	
	地域の実情に応じた施策の検討	施策に基づくサービスの展開 施策化されたもの以外の独自のサービスの展開
事 務	行政	社会福祉協議会

この二つの計画は、ともに南あわじ市の地域福祉を推進するために策定された計画なので、方向性や内容については、当然重なり合う部分があります。

重要なことは、計画の中で明確にした公と民の役割をいかに果たしていくかということであり、そのためにも今後ますます相互の連携を強めていく必要があります。

■南あわじ市地域福祉計画（施策の体系）



(2) 計画期間

計画期間は、下表のとおり南あわじ市の地域福祉計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間で5年目に見直すことになっています。これを受けて、本会の第2次計画は平成24年度から平成28年度の5年間とし、地域福祉計画の見直し時期と合わせて第3次計画へと発展させていく予定としています。

また、関連計画である「南あわじ市障害者計画及び障害福祉計画」と「南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画」については、いずれも平成24年度からの3ヵ年計画となっています。本計画では、この2つの計画最終年にあたる3年目に中間見直しを行い、整合性を図ることとします。さらに、兵庫県社会福祉協議会が策定している「兵庫県社協2015年計画」とも整合性を図るとともに、社会情勢や社会福祉の動向に応じて適宜見直しを行っていきます。

■各計画の期間

(年度)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
南あわじ市社会福祉協議会 第2次地域福祉推進計画			見直し			次期計画期間				
南あわじ市地域福祉計画					見直し					
南あわじ市障害者計画 及び障害福祉計画				次期計画期間						
南あわじ市老人福祉計画 及び介護保険事業計画				次期計画期間						
南あわじ市 育成支援後期行動計画				次期計画期間						

(3) 目標の設定

「無縁社会」の広がりが懸念される今日において、すべての住民が地域社会から排除され、孤立することのないまちづくりが必要です。本会では、「みんなで考え みんなでつくる 笑顔のまち ～つなぐ・つながる・つなぎあう～」を第1次計画から福祉目標と定めています。これには、地域や家庭での人と人とのつながりの再構築のほか、行政と社協をはじめとする関係機関、企業や事業所、NPO など団体同士のつながりづくりも含んでいます。

一方、地域福祉計画の基本理念は、「5万人が助け合う ふれあい 共生のまち 南あわじ」です。その説明の中にも「福祉の原点、地域の原点である家族・家庭のつながりの再構築」の必要性がうたわれており、両計画の目指す方向が同じであることが分かります。

(4) 推進体制

地域福祉計画では、「市民、ボランティア、NPO」「民生委員児童委員」「社会福祉協議会」「事業者」そして、「行政」の役割のほか、推進体制として「地域における推進体制」を提示していますが、その中では、「その体制づくりに、市としても積極的な支援を行います」との表現にとどまっています。

地域福祉の推進には、自治会や小学校区での「まちづくり協議会」や「市民交流センター」の役割を具体化していくことが不可欠であり、小地域の組織づくり等、社協と行政が協働しながら地域福祉を推進する体制づくりを進めていく必要があります。

また、推進主体である社協の組織そのものが脆弱であっては、本計画の推進はおろか南あわじ市の地域福祉を推進することはできません。そのため、第2次計画でも「活動を進めるための組織基盤づくり」を重点的活動目標に掲げ、社協組織の強化を図ろうとしています。

3. 第2次地域福祉推進計画の推進と評価

本計画の推進については、体系化された年次計画に基づき、それぞれの年度の事業計画の中で具体化していきます。合わせて、本計画が広く市民や関係団体に理解されるよう、広報誌やホームページで公開するとともに、あらゆる機会を通じて計画の周知を図ります。

また、第1次計画では、組織化できなかった「計画推進会議」をつくります。この会は、社協理事のほか、地域福祉計画と地域福祉推進計画の策定に関わった委員で構成し、年度ごとの進行管理と評価を行っていくこととします。

なお、市民への報告の必要性ということから、今後も決算期と中間決算期においてホームページ上で事業報告書や決算書が確認できるよう情報の開示に努めるほか、あらゆる機会に本計画の推進状況の報告を行います。

4. 推進会議のあり方について

子どもからお年寄り、障がいのある人など、南あわじ市に住むすべての市民「みんなが考え みんなでつくる 笑顔のまち」を実現していくためには、本計画をカタチにしてい、つまり具体化し、事業化していくことが必要です。

前項で述べた「計画推進会議」には、地域福祉の推進主体である三者（「地域住民」「社会福祉事業経営者」「社会福祉活動を行う者」）のほか、地域福祉の条件整備主体である「行政」や計画推進のために必要な組織関係者・事業経営者が参加し、本計画の進行管理と評価のほか、地域福祉計画や関連計画との整合性を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行っていくこととします。

5. 行政への提言 ～これからの南あわじ市における地域福祉推進に向けて～

《地域福祉計画の推進と地域福祉推進計画との協働》

地域福祉計画の策定にあたっては、策定時だけでなく、施策の企画、実施、評価の過程すべてに住民が参加し、その成果を地域住民に還元することが重要です。計画の進行管理と評価も含め、南あわじ市社会福祉協議会第2次地域福祉推進計画との協働・連携を進めてください。

- ① 地域における推進体制の具体化について、早期に着手してください。とりわけ、市民交流センターやまちづくり協議会の位置づけについて検討を進めてください。
- ② 地域福祉計画の市民への周知に努めてください。また、地域福祉推進計画との関係性や役割、連携のあり方についても周知してください。
- ③ 地域福祉計画の中で明らかになった行政の役割を実行してください。
- ④ 計画の進行管理と評価が行える体制を整備してください。
- ⑤ 両計画の整合性を図るため、評価の時期を合わせてください。

《地域福祉推進のための財源の確保》

南あわじ市地域福祉計画では、社会福祉協議会が地域福祉の推進役として位置づけられています。また、社会福祉協議会の基盤の整備強化支援についても明文化されています。社会福祉協議会が民間性やその専門性を発揮して地域福祉を推進するためには、財源の確保が重要です。

地域福祉推進のための財源の確保について以下のとおり提言します。

- ① 地域福祉を進めるための専門職としてのコミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーターの人件費補助のルールづくり
- ② 国庫補助事業の積極的な活用による財源の確保
- ③ 小地域における活動の場づくりや人づくり、つながりづくりに必要な財源の確保
- ④ 食の自立支援事業等、受託事業の適正な運営に必要な財源の確保

《地域福祉拠点の整備》

年々複雑多様化する住民の福祉課題に対応していくためには、今後より一層の職員の専門性の向上や窓口対応機能の強化が求められます。また、市民の誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる、誰も排除されない地域社会を実現するためには、一人ひとりが支援に辿り着けるよう、それぞれの分野や対象ごとに発展してきた取り組み、すなわち、「福祉」、「介護」、「保健」、「就労」そして「権利擁護」等の機能が一元化された総合福祉センターが南あわじ市にも必要です。

南あわじ市総合福祉センター（仮称）の建設について以下のとおり提言します。

- ① 福祉事務所との連携や住民の利便性に配慮した場所で検討してください。
- ② 権利擁護センターの機能をもたせてください。
- ③ ボランティア活動の拠点機能や福祉コミュニティ機能をもたせてください。
- ④ 社会福祉協議会の活動やサービス拠点として検討してください。
- ⑤ センターの社会福祉協議会への委託についても検討してください。

